

## 広域防災拠点整備構想委員会設置要綱

## (設置)

第1条 東日本大震災津波の災害応急対策の検証を踏まえ、津波等の大規模災害に対応可能な広域防災拠点及び広域防災体制等の整備に関する構想（以下「広域防災拠点整備構想」という。）を策定するため、広域防災拠点整備構想委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域防災拠点整備構想の策定に関すること。
- (2) その他知事が必要と認めること。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成するものとし、委員は、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、知事が招集する。

2 委員長は、委員会の議長を務める。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

## (作業部会)

第6条 委員会の所掌事項の詳細等について調査検討するため、必要に応じ、作業部会を設置することができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総合防災室において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

(別表)

広域防災拠点整備構想委員会委員名簿

(平成24年4月18日現在12名：五十音順)

職名	氏名	所属・職名	備考
委員	菊地 昭夫	盛岡市総務部長	
"	菊池 保夫	遠野市総務部長	
"	小谷地 英正	野田村総務課長	
"	齋藤 徳美	放送大学岩手学習センター所長	
"	堺 茂樹	岩手大学地域防災研究センター教授	
"	佐藤 耕造	社団法人岩手県トラック協会専務理事	
"	柴田 義孝	岩手県立大学ソフトウェア情報学部教授	
"	田村 圭子	新潟大学危機管理室教授	
"	長岡 利明	岩手県消防長会長	
"	眞瀬 智彦	岩手県立中部病院第一脳神経外科長兼災害医療科長	
"	南 道行	陸上自衛隊第九特科連隊長	
"	元田 良孝	岩手県立大学総合政策学部教授	

## 第1回広域防災拠点整備構想委員会の概要について

岩手県総務部総合防災室

### 第1回委員会の開催状況

- 1 出席委員 (12名中12名出席)
- 2 開催日時 平成24年5月7日(月) 14:00~17:00
- 3 開催場所 エスポワールいわて 3F特別ホール
- 4 議題
  - (1) 岩手県における広域防災拠点整備の考え方等について
  - (2) 構想策定の進め方について
  - (3) 広域防災拠点の必要性について
  - (4) 広域防災拠点整備構想委員会・作業部会の設置について

### 5 委員意見等の概要

#### (1) 岩手県における広域防災拠点整備の考え方等について

##### 【委員意見】

- ・ 本県の広域防災拠点は、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点とは地域特性や災害想定が異なるので、まず認識の共有が必要。
- ・ 広域防災拠点の機能や位置は、地域特性や災害想定によって変わってくる。したがって、それらを網羅的に検討し、最終的にどういう機能のものをどこに置くのかという流れで議論を進めたほうがよい。
- ・ 国・他県の事例で、そのまま本県に当てはまるものはないが、もし参考になる部分があればどんどん取り入れていくというスタンスで検討していきたい。
- ・ 拠点整備の話が中心になると思うが、訓練を行い、運用面で動けるかどうかの検討も必要だろう。

#### (2) 構想策定の進め方について

##### 【委員意見】

- ・ 県外(隣接県、全国規模)の災害想定を明確にしたほうがよい。
- ・ 広域防災拠点の機能として何を期待するのかという認識が人によって異なるので、よく議論したほうがよい。
- ・ 広域防災拠点の平常時の使い方と管理体制をどうするのか検討が必要である。
- ・ 交通アクセスが機能として重要になる。
- ・ 災害時でも大丈夫な情報通信機能のあり方についても検討する必要がある。
- ・ 広域防災拠点は、発災直後の局面に対応し、単にハコモノだけでなくシステムをどうするのかもあわせて検討したほうがよい。
- ・ 甚大な被害に対して的確な応急・復旧活動を展開するために、人の移動拠点、物流拠点、情報インフラの緊密なネットワークを構築することを目標に掲げてみたらどうか。
- ・ 直接被災者に支援物資を届けることが重要なので、小口の物流・配送を担っている会社との新しいネットワークも検討してみてもどうか。

(3) 広域防災拠点の必要性について

【委員意見】

- ・ 今回のような大規模災害時に速やかな支援・対応をとるために、広域防災拠点のような仕組みが必要だと考える。
- ・ 広域的大規模災害に対応するためには、隣接自治体の防災対策との連携も必要。広域防災拠点は岩手の中だけでなく、少なくとも北東北の中、あるいは東北全体の中でネットワークを構築していくという観点のほうが目に対してでもアピールできると考える。
- ・ 広域防災拠点は、小学校の避難所のように全ての機能を有する拠点のようなものをイメージしつつ、どんな機能に特化させていくのかという整理も必要であろう。
- ・ 災害拠点病院と県のハットクウォーターとの指示・連絡システムの整備、DMATが活動するためのSCU（ステーションゲアユニット）の運用・整備が、急性期医療の課題と考える。
- ・ 放射能災害に対してどう対応するのかという議論も避けて通れないと考える。議論の前提として想定する岩手山の噴火、内陸部の直下地震、津波といった災害イメージのすり合わせを逐一行いながら検討を行っていく必要がある。
- ・ 情報インフラ、電気、燃料については関係機関・団体との連携も検討する必要がある。

(4) 広域防災拠点整備構想委員会・作業部会の設置について

【委員意見】

- ・ 作業部会のメンバーに、県庁で情報インフラ関係を扱う部署も入れたほうがよい。  
→（事務局回答）意見にしたがい担当部署と協議する。

委員長総括

- 広域防災拠点は、人の命を守るためのベースとなるところである。
- 主に防災直後からを想定し検討を進めるが、当然、平常時の活用も念頭におく。
- 広域防災拠点は、物流、人の移動、情報の伝達の結節的な役割を担う場所であり、それらはネットワーク化されなければならない。
- 東日本大震災津波における遠野は一つの良い参考例。それが県内他地域にもあれば有用である。
- 広域防災拠点は、県内だけでなく、県境を越えて拡大していく視点も必要である。

## 第2回広域防災拠点整備構想委員会の概要について

岩手県総務部総合防災室

### 第2回委員会の開催日程

- 1 出席委員 (12名中 12名出席)
  - 2 開催日時 平成24年7月30日(月) 13:30~16:30
  - 3 開催場所 岩手県公会堂 21号室
  - 4 議題
- (1) 第1回広域防災拠点整備構想委員会の概要について
  - (2) 広域防災拠点整備構想策定の進め方について
  - (3) 広域防災拠点の機能等について

### 第1回委員会の概要

- (1) 第1回広域防災拠点整備構想委員会の概要について

#### 【委員意見】

- 特になし

- (2) 広域防災拠点整備構想策定の進め方について

#### 【委員意見】

- 特になし

- (3) 広域防災拠点の必要性について

#### 【委員意見】

##### 1 一般的なこと

- ・ 広域防災拠点は、分散している既存施設等をネットワークで結ぶイメージなのか、それとも1~2か所に拠点を整備するイメージなのか。
- ・ 広域防災拠点と後方支援拠点の違いがよくわからない。次回、資料No.3の最上部にある広域防災拠点のイメージを、もつと踏み込んで提示してほしい。
- ・ 県内の想定される災害として、北上川を中心とした風水害を入れることを検討していただきたい。

- ・ アメリカの Incident Command System では、防災拠点の6つの機能として、「Incident Command Post (現地指揮所)」、「Staging Areas (待機所)」、「Base (拠点)」、「Camps (宿泊場)」、「Helibase (ヘリの基地)」、「Helispot (ヘリの離着陸所)」があり、広域防災拠点でもこれらを組み合わせていく必要がある。既存施設の活用のほかに、空地の整備も加えていただきたい。
- ・ 広域防災拠点は県内にくまなく設置されることが理想的なので、災害想定の上白地にのみ設けることはあまり意味がない。

- ・ 沿岸部が被災した場合だけでなく、内陸部が被災した場合の、広域防災拠点の活用パーシジョンを示す必要がある。

##### 2 “人”について

- ・ 支援部隊等はローテーションしながら継続的に活動しなければならないので、

【委員意見】

後方にもロジスティックスの機能が必要となる。

- ・ 東日本大震災津波の経験から、現地に集結した支援部隊の横の連携を調整する機能があれば、もう少し円滑な活動ができただろう。オペレーションが有効に機能するため、現地でもある程度の意思決定と意見統一を必要がある。

・ 現地のオペレーションを誰が仕切るのかについては、行政的な役割分担の中で決まっていこうと考えられる。広域防災拠点の機能が決まってから議論したらよい。

- ・ 大量の患者の搬送には、ヘリコプターやヘリポートの確保ということがとても重要となる。

3 “物”について

- ・ 運送業界では、広域防災拠点から現地までの距離的な遠さについては、特に問題としない。

4 “情報”について

・ 広域防災拠点には、非常用燃料の確保だけでなく、再生エネルギーをいかすバッテリーの活用等も考える必要がある。

・ 複数の異なったネットワークをうまく重層的に組み合わせ、災害時でも壊れないネットワーク、絶対つながるネットワークの構築が必要である。

・ 広域防災拠点には、ハコモノの活用や空地の整備のほかに、機動型の拠点（いろいろな設備を積載した車が行き拠点を形成するパターン）もあり得る。

・ ワイヤレスや衛星は、災害時に地上が影響を受けても強いが、平常時にどのように活用していくのか考える必要がある。

- ・ 災害時の情報は、ボイス中心であるが、時間がたてば映像や地理的情報といったものも必要になるので、時系列での情報の必要性も考慮すること。

5 その他

- ・ 広域防災拠点では、市町村の役割、市町村施設の活用、県と市町村の連携についても整理していく必要がある。

・ 道の駅の活用等については、国の動きも情報収集してすり合わせをしていく必要がある。

委員長総括

○ 広域防災拠点に想定される機能・要件・施設等について、いろいろと意見が出されたところであるが、不鮮明な部分はまだあるので、次回、引き続き整理を行うこととする。

## 第3回広域防災拠点整備構想委員会の概要について

岩手県総務部総合防災室

### 第3回委員会開催状況

- 1 出席委員 (12名中9名出席)
  - 2 開催日時 平成24年9月14日(金) 13:30~16:30
  - 3 開催場所 エスポワールいわて 3F特別ホール
  - 4 議題
- (1) 第2回広域防災拠点整備構想委員会の概要について(報告)
  - (2) 岩手県における広域防災拠点の整備イメージについて
  - (3) 広域防災拠点の機能について
  - (4) 広域防災拠点の配置(位置)について
  - (5) 県外で発生する災害への広域防災拠点の対応の方向性について

### 第2回委員会開催の概要

- (1) 第2回広域防災拠点整備構想委員会の概要について(報告)

#### 【委員意見】

- ・ 特になし

- (2) 岩手県における広域防災拠点の整備イメージについて

#### 【委員意見】

- ・ 国の防災基本計画等で、「中核」という言葉が、別の意味で使われているかもしれない。
- ・ 広域防災拠点の区分名称を、「広域支援拠点と後方支援拠点」あるいは「岩手県広域防災拠点(ヘリ基地、物資搬送基地、医療搬送基地から構成)と岩手県後方支援拠点(北部・南部)」としてはどうか。事務局で検討願いたい。
- ・ アイオン・カスリン台風のような巨大なものは別として、局地的な風水害については、広域防災拠点ではなく、市町村等の個々の防災拠点对応するという整理でよいだろう。

- (3) 広域防災拠点の機能について

#### 【委員意見】

- ・ 「情報」に関する機能は、県災害対策本部が担うものである中で、中核支援拠点では「人」と「物」の機能だけでよいのではないか。
- ・ 県庁(災害対策本部)は防災拠点の中で一番大事なものである中で、その代替は絶対に考えなければならぬ。
- ・ 「情報」のところは、「人・物」に比較して少し薄いので、もう少し厚くして具体的に書いたほうがよい。

【委員意見】

- ・ 県災害対策本部のバックアップ機能を中核支援拠点に一つ置くというのであれば、情報だけでなく災对本部の全てのバックアップ機能となることから、情報だけの機能を書くのは整合性がない。
- ・ 少なくとも情報収集・集約・発信機能は、中核支援拠点と後方支援拠点の両方に持たせるべきである（なお、この程度の情報機能であれば、当然のことなので、あえて情報に書かなくてもよいのではないかという意見もあり）。
- ・ ボランティアの受入・調整を、広域防災拠点が担うべきか、それとも市町村が行うのか線引きが必要である。
- ・ DMAT は原則3日間のミッションであるため、災害フェーズが長期に及ぶ場合は、国立病院機構、日赤、医師会等が出てくることになる。
- ・ 搬送機能は、中核支援拠点と後方支援拠点の両方にある必要がある。
- ・ 資料No.3の広域防災拠点に備えるべき機能は、タイプA・Bの両方に当てはまるものが多いので、「○・×」ではなく、「◎・○」等、表記を修正したほうがよい。
- ・ 沿岸部で津波があった場合でも、東日本大震災津波の教訓を踏まえれば、被災地支援のために、港湾機能は相当期待されるので、防災拠点として位置づけることが必要である。
- ・ 資料No.3を、備えるべき機能と時間経過との関係がわかるような形で再整理してほしい（なお、災害の規模によって長さが異なるので、何々期という形で表わすことは難しいのではとの意見もあり）。
- ・ 機能を考える場合、支援に入る人数や物量がどれくらい規模になるのか、東日本大震災津波の実績でもよいから示す必要がある（数字として示すことが難しいという意見もあり）。
- ・ 広域防災拠点は、発災からどの時点まで対応するのか、時間的な部分の共通認識が必要である。

(4) 広域防災拠点の配置（位置）について

【委員意見】

- ・ 配置地域（案）の中核支援拠点の中に県庁が入るのは、広域防災拠点の統合的な司令塔という位置付けから考えるとおかしいので、外したほうがよい。
- ・ 沿岸部にも、フルパワーの拠点でなくとも、地域特性に応じた何らかの拠点を置いてよいのではないか。
- ・ 具体的配置位置の要件として、交通アクセスが容易であることがあげられているが、特に県北部は、交通ネットワークが少ないため、後方支援拠点があっても災害時に機能しなくなる恐れがあるので、道路面からの点検も必要である。



(5) 県外で発生する災害への広域防災拠点の対応の方向性について

【委員意見】

- ・ 県外で大規模な災害が発生した場合、広域防災拠点だけが立ち上がるという印象を受けるので、表現を精査したほうがよい。
- ・ タイプAを中心に対応と書いてあるが、どこで発災したかで考えればいいだけの話なので、わざわざこのように書く必要はないと考える。
- ・ 本県の広域防災拠点は、県内で発生する災害への対応をメインに考えているものの、東日本大震災津波の被災県として様々な支援を受けた立場から、県外で発生する災害への対応のことを考えた配置をしていることは、きちんと書いたほうがよい。
- ・ 「対応の方向性」を書こうとすると、いろいろなケースが出てきてしまうので、基本的な考え方でとめておいたほうが、現時点ではよいのではないか。

委員長総括

- ・ 広域防災拠点の区分名称を別のものにしたほうがよい（「中核支援拠点」・「後方支援拠点」ではなく、「広域支援拠点」・「後方支援拠点」等）ので、事務局で検討のこと。
- ・ 「中核支援拠点」と「後方支援拠点」にそれぞれ整備する機能については、両方に備えたほうがよい機能もあるので、再整理のこと。
- ・ 広域防災拠点の配置要件の中に「交通アクセスが容易であること」というのがあがるが、特に代替路が少ない県北部については、災害時に使用可能かどうか道路面からの点検が必要。
- ・ 津波の場合であっても、港湾を利用した海上からの物資等の支援は有効であるので、沿岸部にも拠点の位置づけが必要。
- ・ 県外で発生する災害への広域防災拠点の対応については、「基本的な考え方」のみを示す方向で整理のこと。

※ 次回委員会には、上記の意見等を踏まえ、資料No.2（岩手県における広域防災拠点の整備イメージ）、資料No.3（広域防災拠点の機能）、資料No.4（広域防災拠点の配置）、資料No.5（県外で発生する災害への広域防災拠点の対応の方向性）を修正の上、提示することとする。

## 第4回広域防災拠点整備構想委員会の概要について

岩手県総務部総合防災室

### 第4回委員会の開催状況

- 1 出席委員 (12名中8名出席)
- 2 開催日時 平成24年11月14日(水) 13:00~15:30
- 3 開催場所 エスポワールいわて 3F特別ホール
- 4 議題
  - (1) 第3回広域防災拠点整備構想委員会の概要について(報告)
  - (2) 本県における広域防災拠点の整備イメージ・機能等について(報告)
  - (3) 岩手県広域防災拠点整備構想案案について

### 委員意見等の概要

- (1) 第3回広域防災拠点整備構想委員会の概要について(報告)

#### 【委員意見】

- ・ 特になし。

- (2) 本県における広域防災拠点の整備イメージ・機能等について(報告)

#### 【委員意見】

- ・ 資料No2-1の広域防災拠点の災害対応(支援展開)イメージ図において、広域支援拠点と後方支援拠点からそれぞれ被災地支援に伸びる矢印の太さを調整する必要がある。
- ・ 内陸部に大規模災害が発生した場合、県中部に置く広域支援拠点も前進基地としての役割を果たすことにしたほうがよいのではないか。
- ・ 平常時における物資・資機材の備蓄機能について、平常時にどのように管理をしていくのかが大事である。
- ・ 情報収集伝達機能について、情報は「情報インフラ」と「どのような情報を収集・集約・発信するか」に分けて検討する必要がある。前者については、国の実証試験の実用化は、まだ先の話であるので、現在あるものを組み合わせていくことも必要となることから、情報通信の確保も機能として入れたほうがよい。後者については、東日本大震災津波の災害対応において、各機関においてどのような情報が収集・集約・発信されたのか検討することも必要である。
- ・ 災害の発生が、県外あるいは県内の複数の市町村にまたがる場合、共有すべき情報が伝わらないケースがあるので、どのような情報を共有するのかについては、あらかじめ他県や市町村と検討しておく必要がある。

(3) 岩手県広域防災拠点整備構想素案について

【委員意見】

《全体構成について》

- ・ 特になし。

《第1章について》

- ・ 災害時に重要なのは、広域医療搬送と県外から来た医療班の受入れである。特に、広域医療搬送の場合、スムーズに活動するためには、国との情報のやり取りをうまく行うことが大事である。

本県の広域防災拠点は、県外で発生する災害にも対応することを前提としているので、構想策定に当たって想定する災害（第1章4）のところで、県外の災害についても言及しておく必要がある。

《第2章について》

- ・ 特になし。

《第3章について》

- ・ 表3-7の「後方支援拠点到に備えるべき機能」と図3-6の「後方支援拠点の配置形態のイメージ」、さらに図3-7の「後方支援拠点の機能」のところに、支援物資の受入・分配機能をきちんと位置付けること。

- ・ 広域支援拠点の配置地域に求められる要件のうち、「③県外から拠点への交通アクセスが良く」という部分は「③県内外から拠点への交通アクセスが良く」に修正のこと。

- ・ また、「①被害想定において震度6以上の地震・・・が発生する確率が高い地域でないこと」とあるが、地震想定の中で、花巻のあたりが震度6となっているので、要件の順位を繰り下げたほうがよいのではないか。

- ・ 後方支援拠点の配置地域に求められる要件のうち、「④代替輸送路が確保できること」とあるが、少しあいまいなので、この部分は、「④交通網の防災性が確保できること」という表現の方がよいと考えるので、検討のこと。

《第4章について》

- ・ 具体の位置の検討の中で、災害時に広域防災拠点として機能するかどうかのシミュレーションも行うのか。

⇒ 来年度の活用可能施設の調査やアドバイザー会議の中で、広域防災拠点として機能するかどうかの検討を行うことを予定していると、事務局から回答。

《その他について》

- ・ 広域防災拠点の機能として、国内外のNPO・ボランティア等への情報提供機能だけでなく、ボランティア等のベースキャンプ機能についても盛り込んだほうがよいのではないか。

- ・ ボランティア等への支援については、県の広域防災拠点構想の中で議論する性格のものなのかどうか疑問である。

- ・ 広域防災拠点構想の中で、県地域防災計画における位置付けについて明確にしたほうがよい。

【委員意見】

※ なお、当日欠席の委員から、以下のとおり構想素案に対する意見が出されたので、資料として委員会に提示したところ。

- 以下は補足が必要と判断される事項であり、今回の報告書において、もしくは「具体化に向けた今後の取り組み」において、扱われるべき事項であると考ええる。
- ① 広域防災拠点の定義において、「県内の市町村域を越える対応が必要となる事案に効果的に対応するための拠点」という視点が明確に位置づけられているとよいのではないか。「市町村域を超える対応が必要となる事案」は、具体的には a 県内における大規模災害、事故などの事案、b 県外における大規模災害、事故などの県外応援が必要となる事案、であると考えられる。
- ② 上述の①に関連して、どのような場合に、広域防災拠点を立ち上げるか（もしくは機能させるか）についての条件の整理が必要になる。トリガーとなる外力(災害や事故)の整理と行政上の手続き(例えば、県災害対策本部等が必要と認められた時など)の検討が必要になる。事態が発生してから「立ち上げる(機能開始する)か否か」を関係機関で改めて議論するようなことになれば、対応に遅れが生じる懸念もある。
- ③ 広域防災拠点における「本部機能(事務局機能)」のさらなる検討が必要と考える。どのような構成員で構成するのか、意思決定の範囲をどのように定めるのか、県の災害対策本部との役割分担についても定める必要がある。全ての災害対応に係わる意思決定について「県の災害対策本部に情報を上げて、県の災害対策本部が意思決定してから動く」のでは、機動力がそがれる。広域防災拠点で判断可能な範囲について、定める必要がある。
- ④ 広域防災拠点を踏まえた、各行政における災害対策本部機能との関わり方の整理が必要と考える。また、平時の組織、例えば県の出先機関(振興局など)、国の出先機関等との関わり方の整理が必要と考える。広域防災拠点を含む、岩手県全体の「災害対応体制(岩手方式)」が構築・提示されると各組織がさらに動きやすくなるのではないか。
- ⑤ 広域防災拠点において「人」「物」の取り扱いについては具体的に書き込みがされているが、それと比べると「情報」についてはやや具体性に欠ける。a 情報収集・発信のための通信機能確保についての検討、b 情報収集・集約・発信機能についての業務フローの検討、が必要となるのではないか。上述の a については、基本的な通信機能の確保、発災後の機能不全に備えて代替手段の確保、可搬性のある通信拠点設置の可能性などについて検討する必要がある。上述の b については、被災現場のより近い場所で情報収集が可能となるわけであるから、人・物を現地に派遣した際に「現地で見聞きした状況に関する情報」や「現地から託された情報」などを収集する機能を付加的に受け持つなど「積極的な情報収集のしかけ」を構築する検討についても必要と考える。また同様の理由から、情報発信についても現地の行政や支援者に近い位置にいたるため、機会を捉えての情報発信が可能になるような「積極的な情報発信のしかけ」を検討する必要がある。

委員長総括

- ・ 岩手県広域防災拠点整備構想素案については、第4回委員会では出された意見等を付記した上で、パブリックコメントを行うとともに、市町村へも意見照会をするにとする。
- ・ パブリックコメントや市町村からの意見等を踏まえ、次回委員会に置いて構想最終案を取りまとめしていくこととする。

※ 構想素案の中の表記誤り等は修正した上で、パブリックコメントや市町村への意見照会を行うこととする。

## 第5回広域防災拠点整備構想委員会の概要について

H25. 1. 16 岩手県総務部総合防災室

### § 第5回委員会の開催状況

- 1 出席委員 (12名中 11名出席)
- 2 開催日時 平成 25 年 1 月 16 日 (水) 13:30~15:30
- 3 開催場所 岩手県公会堂 21 号室
- 4 議題
  - (1) 第 4 回広域防災拠点整備構想委員会の概要について (報告)
  - (2) 岩手県広域防災拠点整備構想最終案について
  - (3) 平成 25 年度の取組について

### § 主な意見等の概要

- (1) 第 4 回広域防災拠点整備構想委員会の概要について (報告)

#### 【委員意見】

特になし

- (2) 岩手県広域防災拠点整備構想最終案について

- ① パブリック・コメント、市町村等への意見照会の実施結果と反映状況について

#### 【委員意見】

- ・ パブリック・コメントで具体的に挙げられている災害について、構想策定に当たって想定する災害に含めないという回答よりも、いま考えている体制ではここまで対応できる、あるいは検討したが今回の構想策定に当たって想定する災害には含めないといった回答の方がよいのではないか。
- ・ 反映状況が「D (参考)」に整理された意見については、リスト化して今後の取組の参考とする確約が必要である。また、反映状況が「E (対応困難)」に整理された意見については、内容的に却下してよいものでもないもので、回答に当たっては、防災上必要な意見であるものの、検討した結果、広域防災拠点の枠組みでは考えないという一文が必要となる。
- ・ パブリック・コメントで頂いた意見に対しては、構想への反映状況について、きちんと説明の上、丁寧に回答すること。
- ・ 資料No.2-3 (PII) の「医療品・医療機器の供給」に対する検討結果 (県の考え方) について、県の体制や医療・福祉サイドで検討していることがあれば、それと広域防災拠点がどのように連携していくのかに言及するとともに、別検討なので、反映状況を「D (参考)」としたほうがよい (広域防災拠点には、「情報」の機能もあることから、福祉施設への支援について、福祉サイドに情報を提供することもあると考えられる)。

- 【委員意見】
- ・ 反映状況を「E (対応困難)」とした意見については、ほとんどが別の枠組みで検討する性格のもので、「D (参考)」としたほうがよいのではないか。
  - ・ 市町村や防災関係機関からの意見の中に、「文中の表現の整理」や「語句の定義や使い分けが不明確なので整理」といった意見がある。一因として、構想素案の書き方が、国等の事例を述べた後で、岩手県ではこのように考えるという形になっていることが考えられるので、岩手県としての言葉の定義を辞書的に整理する必要があると考える。

## ② 構想最終案について

### 【委員意見】

- ・ P41に、「広域防災拠点の整備等に対応した補助制度の創設を要望」とあるが、見直しはどうかしているか。
  - ⇒ 広域防災拠点の整備に当たっては、既存施設の有効活用を基本としているが、国による補助制度があれば、よりよいものを整備できる可能性が広がると考えるので、来年度の具体化に向けた取組の中で、検討していく(事務局回答)。
- ・ 現在、県地域防災計画の原子力災害対策編のパブリック・コメントを実施しているようだが、原子力災害に対する広域防災拠点の関わりを、構想の中で記載したほうがよいのではないか。
  - ⇒ 原子力災害については、本県は原子力施設の立地県ではなく、構想策定に当たって想定する災害とは形態が異なるため、そのまま構想に当てはめて検討することは難しいと考えるが、県地域防災計画の原子力災害対策編の検討状況を踏まえながら、構想の中でどう表現できるか検討する(事務局回答)。
- ・ 広域防災拠点の「人」、「物」、「情報」の各機能は、同様の機能が既存施設で運用されていない限り、新たに整備しなければいけないものであるから、実現のため、国への積極的な働きかけが必要である。
- ・ P20(下から4行目)に、例として、支援物資の受入・配分機能と広域医療搬送機能を一つの防災拠点に集約することも想定するとの記載があるが、機能配置に当たっては、この二つの機能を一つの防災拠点に置くのと読めるので、文言を修正のこと。
- ・ 表3-4(P26)を見ると、愛知県例ではなく、岩手県例であると誤解されるので、表のタイトルの末尾に「(愛知県)」と明記したほうがよい。また、国等の事例を記載している部分は、分かりやすくするために、文字のフォントを落としてみてはどうか。
- ・ 来年度の広域防災拠点の具体の検討に当たっては、現在、整備が進んでいる岩手医科大学との連携についても念頭に置いてほしい。また、二戸、陸前高田市、大船渡、釜石等では消防庁舎の建替えが進んでおり、職員も24時間いることから、ペーパースキャン機能の整備に当たっては、消防庁舎も視野に入れてほしい。

【委員意見】

- ・ 構想を分かりやすいものとするために、「本文」の前に、構想の概要（資料No. 3-2と同じもの）、想定Q&A（パブリック等の結果をもとに）、用語集を入れる構成としようか。

(3) 平成 25 年度の取組について

【委員意見】

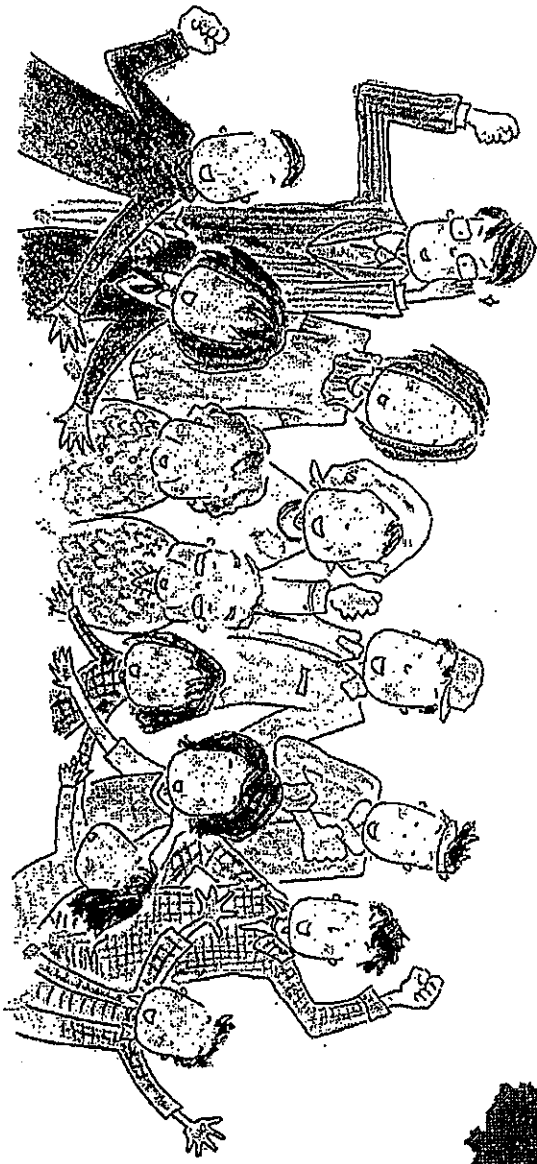
- ・ 特になし

委員長総括

- パブリック・コメント等へは、本日の委員意見を踏まえ、適切に回答すること。
- また、構想最終案についても、本日の委員意見を踏まえ、事務局で検討の上、修正のこと。
- なお、構想最終案の決定については、委員長に一任のこと（委員了承）。

※ 構想は、平成 25 年 2 月中に県が策定する予定。



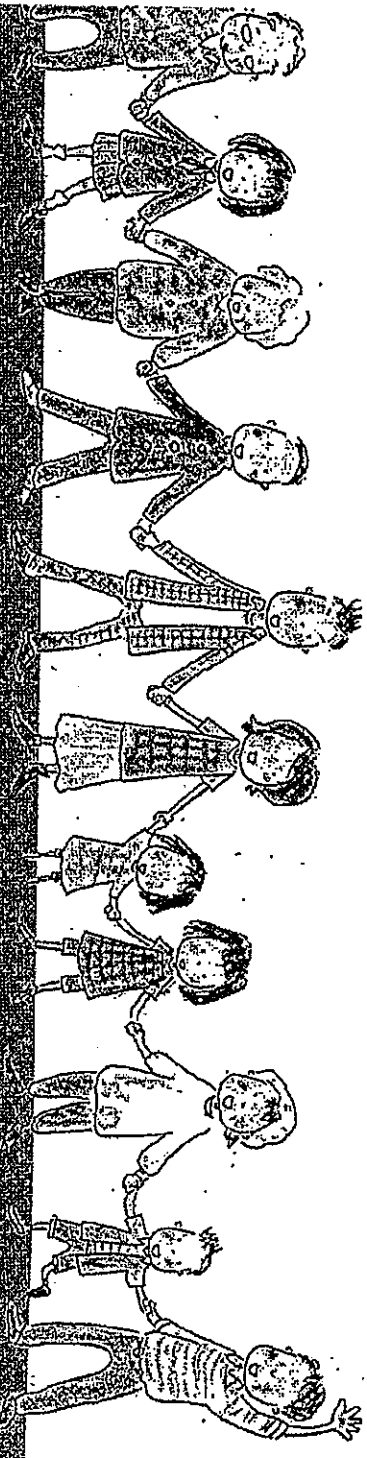


# いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと

～いつしよはくに育む「希望郷いわて」～

(抜粋)



第2期アクションプラン「政策編」

平成23年度(2011年度)～平成26年度(2014年度)

岩手県

# 17

## IV 安心・安全

### 地域防災力の強化

#### 「がんばり姿」目指す姿

県民が主体的に「避難力」と「備え」を身に付け、災害の発生に対して、地域の安全は地域が守り、関係機関相互間の連携の下に迅速かつ適切な対策が実施する体制づくりが進んでいます。

また、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、「減災」の考えのもと、「自助」、「共助」、「公助」のそれぞれの災害対応力の向上を図ることにより、地域防災力が強化されています。

指標	年度目標値				計画目標値
	現状値 (H22)	(H23)	(H24)	(H25)	
◎自主防災組織の組織率	73.6%	76.5%	79.3%	82.2%	85.0%

【目標値の考え方】  
平成30年度にはほぼ全戸をカバーすることを目指し、着実に組織率の向上を図っていくもの。

#### 現状】

- これまでの防災教育が、東日本大震災津波における避難において一定の効果を発揮したことから、正しい防災知識の普及・徹底や防災意識を高めることの重要性が再認識されています。
  - 自主防災組織については、全体の組織数は増加傾向にあるものの、地域間で組織数及び活動内容に偏りがあります。東日本大震災津波において、自主防災活動の活発な地域の人的被害が少なかった反面、災害時要援護者の救助中に被災した事例も確認されており、自主防災組織の更なる育成強化や実践的な活動を促進する必要があります。
  - 消防団については、東日本大震災津波において、その防災活動の重要性が再認識されています。その一方で、近年、団員が減少してきているほか、今回の震災において活動中の団員が死亡した事例が確認されていることから、今後、消防団員の確保を図るとともに、災害時における安全確保対策を確立する必要があります。
  - これまで防災体制については、市町村の行政機能が十分に働くことを前提として構築してきましたが、東日本大震災津波において、壊滅的な被害を受けた市町村があり、広域連携等による補完の必要性が明らかになったほか、通信インフラの被災等による情報の途絶や、支援物資の集配・輸送等における混乱等がみられました。
- このような課題に対応するため、東日本大震災津波における対応の検証を踏まえ、岩手県地域防災計画の見直しを進めています。今後、この計画に基づき、県、市町村、防災関係機関等の連携を図り、大規模災害にも対応可能な防災体制の整備を推進する必要があります。

#### 2 目指す姿を実現するための取組

##### 基本方向】

東日本大震災津波の教訓を踏まえ、県民が自らの身を自らが守る意識の醸成、地域の安全を地域が守る体制の整備及び実効的な防災体制の整備について、県、市町村、地域住民、地域コミュニティ、事業者等が連携・協力して推進し、地域防災力の強化に取り組みます。

**主な取組内容】**

- ① 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成（自助）☆
  - ・ 小・中学校における防災教育の推進、住民に対する防災教育、新しい津波防災教育用教材の作成等を通じて、県民への正しい防災知識の普及・徹底と防災意識の高揚を図り、防災文化を醸成し、継承していきます。
  - ・ 住民参加による防災訓練を実施し、災害時の避難や初期消火などの応急対応力の強化を支援します。
- ② 地域の安全を地域が守る体制の整備（共助）☆
  - ・ 地域住民を対象とした防災に関するワークショップ等の実施支援、自主防災組織のリーダーや地域防災指導者の養成及び自主防災組織による実践的な訓練の促進などにより、自主防災組織の育成強化を支援します。
  - ・ 消防団員の確保対策、教育・訓練、安全確保対策等を支援し、消防団の充実強化を図ります。
- ③ 実効的な防災体制の整備（公助）☆
 

- ・ 通信機能を強化するとともに、広域防災拠点の整備や地域・学校における避難環境の整備を推進します。
  - ・ 災害対策本部の機能の強化や防災関係機関との連携の強化、市町村が行う地域防災計画の見直しや訓練への支援等により、県や市町村の災害対応力の向上を図ります。
  - ・ 災害発生時に迅速・的確に対応できるような、実践的な訓練や各種研修を実施し、行政職員の災害対応能力の向上を図ります。

**3 取組に当たっての協働と役割分担**

県は、県全体の広域的な視点による自らの災害対応力の強化と防災体制の整備を図るとともに、市町村や地域住民等が行う地域防災力向上への取組を支援していきます。市町村は、避難環境の整備や自主防災組織の育成強化など、地域の防災力の充実強化を推進します。また、県民、家庭、地域コミュニティ・事業者等は、自らの意識啓発、実践的な防災訓練及び自主防災組織等への参加等により、主体的に「避難力」と「備え」を身に付け、災害対応力を向上していきます。

県	市町村、消防機関	県民、家庭	地域コミュニティ、事業者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の防災体制の整備</li> <li>・ 住民に対する防災意識の啓発・高揚</li> <li>・ 東日本大震災津波の教訓の継承</li> <li>・ 広域的な防災体制の整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村や地域住民等が行う、地域防災力向上への取組に対する支援</li> <li>・ 市町村による避難環境の整備の促進</li> <li>・ 自主防災組織による避難訓練等の活動の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の防災体制の整備</li> <li>・ 避難環境の整備</li> <li>・ 住民に対する防災意識の啓発・高揚</li> <li>・ 東日本大震災津波の教訓の継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の育成強化</li> <li>・ 消防団の充実強化</li> <li>・ 防災関係機関との連携強化</li> <li>・ 広域的な防災体制の構築に向けた参画・協力</li> </ul>
県以外 の主体		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの意識啓発（知識の習得や備蓄など）</li> <li>・ 日頃から避難方法の確認</li> <li>・ 地域の防災訓練への参加</li> <li>・ 住民相互の身近な防災活動（自主防災組織等）への参加</li> <li>・ 消防団活動への協力、参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの防災体制の整備（事業継続計画の策定を含む）</li> <li>・ 自主防災組織の結成</li> <li>・ 避難訓練等の実施</li> <li>・ 協力事業所への登録</li> <li>・ 広域的な防災体制の構築に向けた参画・協力</li> </ul>

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）					
	H22	H23	H24	H25	H26	

① 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成

目標  
◎普及から災害に備え準備していると回答した者の割合（％）

H22	H23	H24	H25	H26
31.2	39	42	46	50

・新教材による小中学校教職員への研修  
実施市町村数（市町村）

H22	H23	H24	H25	H26
—	—	2	5	5

② 地域の安全を地域が守る体制の整備

目標  
◎市町村が行う地域防災ワークショップ等の企画・開催への支援（回）

H22	H23	H24	H25	H26
2	2	7	7	7

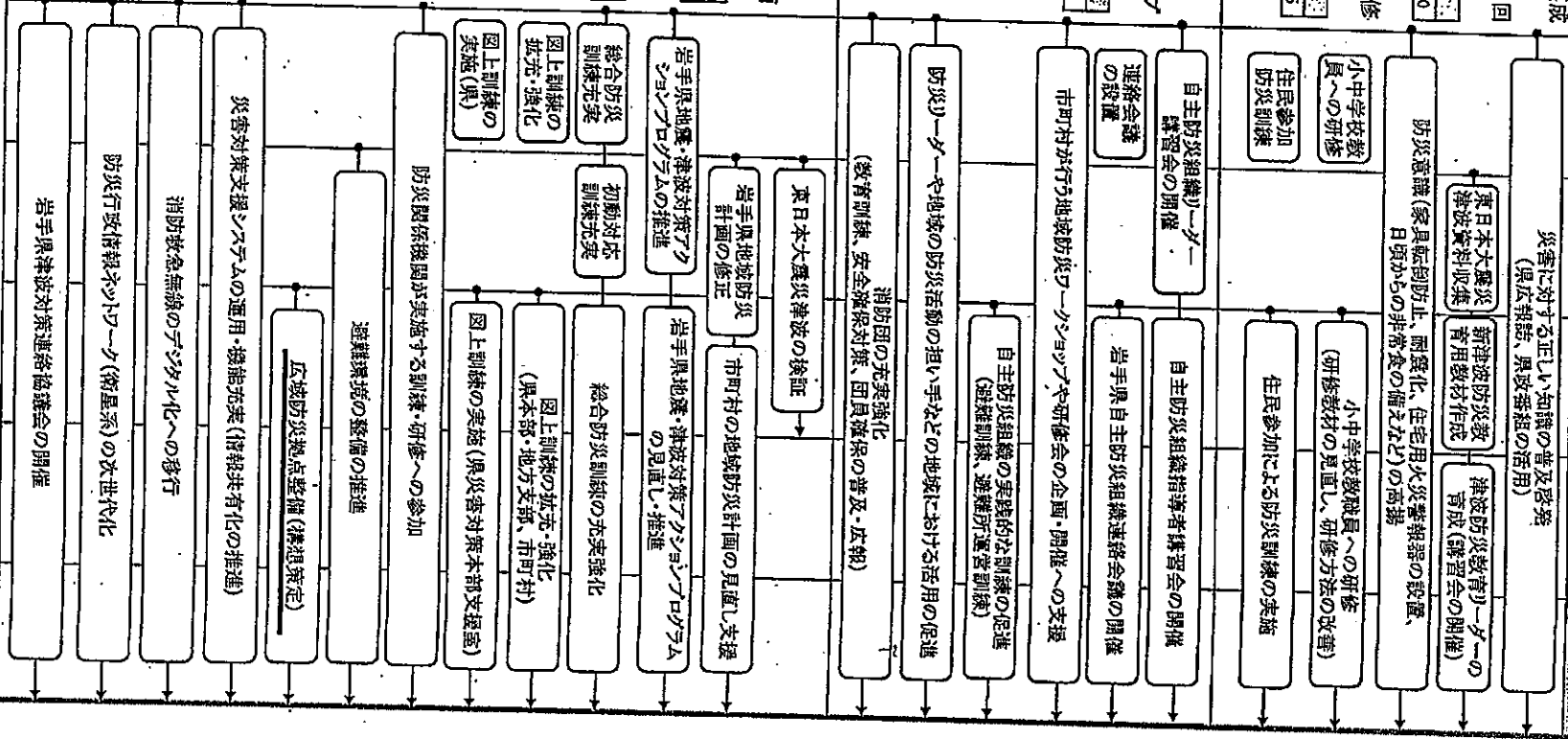
③ 実効的な防災体制の整備

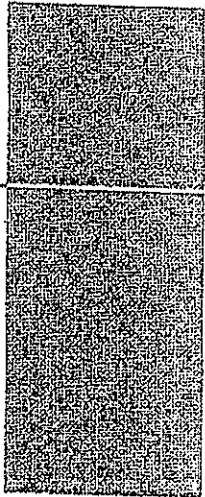
目標  
◎大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直し市町村数（市町村）

H22	H23	H24	H25	H26
—	—	26	33	33

・図上訓練を実施する広域圏数（広域圏）

H22	H23	H24	H25	H26
—	—	1	1	1





# 岩手県東日本大震災津波復興計画

## 復興実施計画

第1期 (平成23年度～平成25年度)

(抜粋)

平成24年8月改訂

岩手県

構成事業の概要と実施年度

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26
○多重防災型まちづくり推進事業 ・まちづくり運送道路整備事業 ▼P66	県	道路機能の向上を図るため、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった整備を実施 ・12市町村	■	■	■	■	■
多重防災型まちづくり推進事業 ・防災型シンボルロード整備事業 ▼P66	県	災害時には避難路や避難場所としての機能を有し、火災等の延焼の防止や、ライフロイヤンの地下への収納等復興まちづくりのシンボルとなる災害に強い道路を整備 ・5市町	■	■	■	■	■
多重防災型まちづくり推進事業 ・公共団地区画整理事業 ▼P66	市町村	被災市町村が実施する復興まちづくりのための土地区画整理事業に対して、土地区画整理事業区域内の県道の整備に係る経費の一部を補助 ・8市町村	■	■	■	■	■
○土砂災害対策施設整備事業 ▼P66	県	市町村の復興まちづくり計画等に基づき集団移転した住居等を土砂災害から保全 ・12市町村	■	■	■	■	■
多重防災型まちづくり推進事業 ・遊憩ビル兼用複合型集合住宅整備事業 ▼P66	県	災害時の安全確保のため、浸水地域等への店舗や集合所、備蓄倉庫等の遊憩機能を併せ持つ集合住宅の建設に対する補助 ・12市町村	■	■	■	■	■
○広域防災拠点整備事業(地域防災力強化プロジェクト事業) ▼P71	国、県、市町村	災害時において、物資受入・集配、応急要員の集結・宿泊、被災者用物資・資機材の備蓄、広域医療搬送等の機能を有する広域的な防災拠点の整備 被災した衛星通信装置の復旧及びこれに対応した県庁局の改修並びに既設局の更新整備 ・復旧：県庁1、関係機関9局 ・更新整備：関係機関90局	■	■	■	■	■
○防災行政情報通信ネットワーク整備事業	県、市町村(一部事務組合等)	電波法の改正に伴い、消防救急無線についてデジタル方式に移行整備	■	■	■	■	■
○多重防災型まちづくり推進事業 ・防災文化醸成事業 ▼P66	県、市町村	震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施 東日本大震災津波に関する映像及び写真等資料を収集し、津波防災教育用教材を作成するとともに、学校における津波防災教育のリーダーを育成	■	■	■	■	■
クリープエネルギー導入支援事業	市町村、公共的団体等	市町村等が行う地域内の公共施設等への小規模なクリープエネルギー設備の導入を支援	■	■	■	■	■
防災拠点等再生可能エネルギー導入事業 ▼P72	県、市町村	非常時においても一定のエネルギーを賄えるソラチアの構築に向けて、県や市町村の庁舎、民間を含めた医療施設、福祉施設、学校等に対し、再生可能エネルギー設備の導入を推進 被災地域におけるコミュニティ復興を促進し、犯罪や交通事故のない社会づくりへの住民の自主的な取組を支援	■	■	■	■	■
地域防災活動促進事業	県		■	■	■	■	■

取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

## No.6 広域防災拠点整備事業

### ＞ 事業目的

東日本大震災津波における災害対応の検証を踏まえ、大規模災害に対応可能な防災体制を構築するため、災害予防対策、災害応急対策の拠点として機能する広域的な防災拠点を整備。

### ＞ 事業主体

国、県、市町村

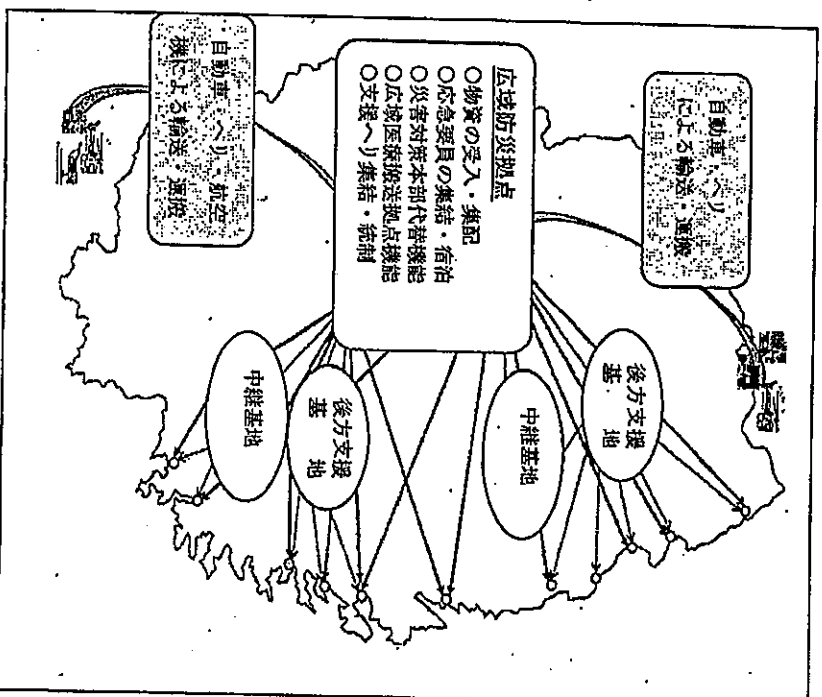
### ＞ 事業概要

災害時において、物資受入・集配、応急要員の集結・宿泊、被災者用物資・資機材の備蓄、広域医療搬送等の機能を有する広域的な防災拠点等を整備。

### ＞ 実施期間

平成24年度～平成26年度 整備構想策定、整備基本計画・実施計画策定  
平成27年度～平成29年度 整備

### ＞ 広域防災拠点整備イメージ



東日本大震災津波に係る災害対応  
検証報告書

(抜粋)

平成24年2月

岩手県



### 3 検証結果と防災対策への反映について(概要)

検証項目として設定した 21 項目のそれぞれにおける、主な「問題点」、「課題・改善の方向」及び「防災対策への反映」は、以下のとおりである。

※ 各検証項目に係る詳細は、「第 2 章 検証及び防災対策への反映」を参照のこと。

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (※ 中・長年の地域防災計画の 見直し対象)
1	通信・情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町村等との通信が途絶したと。</li> <li>被災者への災害情報提供が困難であったこと</li> <li>県民等の安否確認が困難であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における通信システムの確保</li> <li>防災行政無線以外の伝達手段確保</li> <li>複数の情報提供手段の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信施設等の津波流失対策、迅速な復旧手段の確保</li> <li>情報通信事業者との協力体制の構築、衛星携帯電話等の配備、複数通信手段使用訓練の実施</li> <li>マスコミヤインターネットの活用</li> </ul>
2	避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の津波想定、避難計画による対応に限界があったこと</li> <li>避難支援従事者が犠牲になったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大クラスの津波を想定した避難計画の策定</li> <li>消防団員等の連絡手段確保、遠隔操作水門等の設置推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大クラスの津波を想定した避難計画の策定(浸水予想区域の内外にかかわらず、住民等の避難を軸とする計画とするよう配慮)</li> <li>避難誘導のルーティン化</li> </ul>
3	避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者支援に十分な面があったこと(情報伝達・物資支援等)</li> <li>避難所運営がうまくいかない面があったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の環境整備</li> <li>被災市町村のバックアップ体制の確立</li> <li>避難所運営全般に係る体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所等の見直し</li> <li>避難生活の長期化に応じた入浴施設等の整備</li> <li>避難所運営訓練の実施</li> <li>避難所運営・管理マニュアルの作成</li> </ul>
4	物資の備蓄・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したこと</li> <li>物資ニーエ把握が困難であったこと</li> <li>物資集積、輸送等が非効率であり、混乱が生じたこと</li> <li>在宅避難者への物資供給が十分ではなかったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村の備蓄、県の補充備蓄の推進</li> <li>応援職員、ITシステム、ボランティア等の活用による避難所状況の早期把握</li> <li>物資の受入～配送に係る拠点整備</li> <li>在宅避難者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町村の備蓄、家庭・事業所における備蓄推奨</li> <li>市町村行政機能低下の場合、県は要請を待たずに被災市町村への物資支援を開始</li> <li>物資集積拠点の確保</li> <li>発災後早期に、在宅避難者の状況、ニーエを把握できる体制の構築</li> </ul>
5	非常用電源の整備状況と表態(通信以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用電源の不備等が生じたこと</li> <li>非常用電源の燃料が不足したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用電源の配備、発電能力の強化</li> <li>非常用電源の燃料備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所及び公共施設等への非常用電源の配備、可搬型発電機の備蓄促進</li> <li>非常用電源の燃料容量の増大と備蓄促進</li> <li>停電時を想定し、非常用電源を使用した訓練の実施</li> </ul>
6	災害対策本部の体制と活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の行政機能が喪失した場合の支援体制が整っていないこと</li> <li>県本部、広域・地方支部との連携がままならなかったこと</li> <li>情報の共有化が十分でなかったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の主体的な被災市町村支援</li> <li>広域・地方支部の組織及び体制の見直し</li> <li>情報や担当部署・関係先との共有化手法の検討</li> <li>各所属課等にお</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡不通時の市町村への県調査班の派遣、大規模災害時における県による自主的応援</li> <li>平常時から災害対応の準備を行うことを明記</li> <li>応援職員等の派遣による広域・地方支部との連携、支援</li> </ul>

№	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (※1、今年度の災害防災計画の見直し対象)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>たこと</li> <li>復旧工事用燃料が不足したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>への各インフラ事業者の参画及び復旧工事の予定、進捗状況等についての情報共有</li> <li>各インフラ事業者による備蓄のほかに、燃料の調達・確保計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用タンクの設置・燃料関係団体との災害時協定の締結</li> </ul>
13	孤立地域の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等における孤立地域の把握に限界があったこと</li> <li>孤立地域への物資の輸送が困難であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立地域への復旧の通信手段の確保</li> <li>孤立地域へのアクセス道路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関における通信施設・設備等の耐震化、津波流失対策</li> <li>衛星系携帯携帯電話等の通信手段の確保</li> <li>地上からバイロケットへのメッセージをわかりやすく表示する手段の周知</li> <li>アクセス道路の高台への整備及び復旧</li> </ul>
14	消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁舎及び消防車両が被災したこと</li> <li>火災、救助、救急事案が同時多発したこと</li> <li>関係機関と調整を行う現地指揮本部が不在であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空中消火体制の確保</li> <li>関係機関との効果的な連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空中消火用資機材の整備</li> <li>ヘリコプターの離着陸場の確保</li> <li>自然水利の把握、消火資機材の調達先リスト化等の重層的な消火手段の確保</li> <li>航空燃料備蓄倉庫や防火水槽を備えた複合型ヘリ前線基地を整備</li> <li>関係機関の役割の明確化及び指揮命令系統の統一</li> <li>全関係機関が交信できる通信設備の配備の検討</li> </ul>
15	遺体処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体発見から火葬までの流れ及び分担が不明確であったこと</li> <li>遺体捜索に当たる関係機関の連携が取れていなかったこと</li> <li>遺体安置所における検死スペースや資機材が不足していたこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体処置の流れの整理及び各段階における警察、消防、自衛隊等と県、市町村災害対策本部の役割の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体処置に関する広域的な支援体制の確立</li> <li>行政、医療機関、民間事業者等を含めた遺体処置に係る県全体の連携要領の制定</li> <li>遺体安置所、火葬所等の計画的準備・関係機関の連携による資機材の早期確保</li> </ul>
16	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受入体制が早期に整わなかったこと</li> <li>ボランティアの受け入れ及び手配に係るコーディネートが不十分であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町村及び各ボランティア関係団体による受入体制の構築、各団体の役割分担の明確化</li> <li>ボランティアコーディネーター機能の向上を図ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政及び各ボランティア関係団体等による災害ボランティア受入体制の構築</li> <li>行政と各ボランティア関係団体との連携及び役割分担の明確化、災害ボランティアコーディネーターの育成</li> </ul>
17	後方支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>後方支援に係る災害救助費の適用が不明確であったこと</li> <li>震災当初における</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・国レベルでの後方支援に係る仕組みづくり</li> <li>後方支援に係る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後方支援の法的課題に係る国への要望</li> <li>広域防災拠点の枠組みの中で、後方支援拠点を位置付</li> </ul>

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印は今年度の地域防災計画の見直し対象)
		<p>遠野市(後方支援基地)と県との連携が不足していたこと</p> <p>幹線道路の寸断による支援が困難であったこと</p>	<p>県の支援体制の確立</p> <p>災害に強い交通・道路網の整備</p>	<p>災害に強い交通ネットワークの構築推進</p>
18	被災した市町村の行政機能	<p>市町村の行政機能が喪失した場合の支援体制が整っていないこと</p> <p>庁舎被災により行政データが流失したこと及びデータ復旧等に時間を要したこと</p> <p>被災市町村への職員派遣の調整に時間を要したこと</p>	<p>県の主体的かつ自主的な被災市町村支援</p> <p>行政データのバックアップ体制の確立</p> <p>災害時における職員派遣の仕組みの構築及び職員派遣に係る事前計画の策定</p>	<p>運絡不通時の市町村への県調査班の派遣、大規模災害時における県による自主的応援</p> <p>災害復旧時における行政データ継続利用体制及び早期復旧体制の構築</p> <p>職員派遣に係る調整、役割分担及び情報共有のルーティン化、被災市町村への迅速な職員派遣を可能とする体制の構築</p>
19	他都道府県等からの応援	<p>広域的大規模災害時における遠隔地の都道府県等からの支援が不足していたこと</p> <p>他都道府県等からの派遣職員の受入れ及びコーディネーター機能並びに同職員に対する支援体制が不足していたこと</p>	<p>遠隔地の都道府県等との相互応援体制の整備</p> <p>災害時における他都道府県等からの職員派遣受入れ全般に係る体制の整備</p>	<p>遠隔地の都道府県等との相互応援協定の締結に努めること</p> <p>他都道府県等からの派遣職員について、県災害対策本部における位置付けの明確化、職員派遣の申し出に係る対応のルーティン化、現地コーディネーターの方法も含めた運用要領等の受援計画の策定</p>
20	がれきの撤去・処理	<p>津波被害の特殊性(広域的ながれき撤去)が十分に想定されていなかったこと</p> <p>がれき仮置場での地確保が困難であったこと</p> <p>処理量を超えたがれきの広域的処理に係る検討が不十分であったこと</p>	<p>広域的ながれき撤去を想定した実施体制、方法、燃料等確保に係る検討</p> <p>仮置場の広域的配置の検討</p> <p>がれき広域処理に係るスキームの策定</p> <p>災害廃棄物処理に関する他自治体との協力体制構築</p>	<p>国・県・市町村一体となつたがれき撤去及び処理の推進、各関係機関との連携を強化</p> <p>関係機関を交えた広域的ながれき撤去及び処理に係るスキームの確立</p>
21	仮設住宅	<p>仮設住宅の不具合及び住宅内容・環境の格差等が生じ、相当数の苦情が寄せられたこと</p> <p>仮設住宅入居後において、入居者間のつながりが希薄であったこと</p> <p>用地選定及び確保に時間を要したこと</p>	<p>完成検査の徹底、仮設住宅に関する苦情等への対応窓口設置</p> <p>入居後のコミュニケーション構築に配慮した入居者決定及び行政等の積極的支援</p> <p>用地選定ノウハウの共有化、仮設住宅建設候補地の事前選定</p>	<p>仮設住宅に関する苦情等の窓口設置</p> <p>入居後のコミュニケーションに配慮した入居者決定方法の検討</p> <p>自治組織未設置の団地に対する行政等の積極的関与による住民意識啓発</p> <p>職員間における用地選定ノウハウの情報共有化、仮設住宅建設候補地のリスト化</p>

# 岩手県地域防災計画

(抜粋)

岩手県防災会議

## 第5節 地震、津波の想定

### 第1 地震、津波の想定的基本的な考え方

- 本県に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、岩手県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきたところである。

[地震被害想定調査結果（平成9年度実施） 資料編5-10]

[津波及び想定宮城県沖運動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施） 資料編5-11]

- 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。
- 当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。
- また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した避難指示の発令体制などの避難に関する対策も検討する。

※津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。

1896年（明治29年）6月15日の明治三陸地震津波では、地震動は震度3程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。

※遠地津波とは、その地点で地震波動を感じないような遠方の地震による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。

### 第2 想定する地震の考え方

本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

[地震被害想定調査結果（平成9年度実施） 資料編5-10]

### 第3 想定する津波の考え方

津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

岩手郡葛巻町に源を発し、北上川と反対に本県を北方に流れる馬淵川は、途中で二戸高原を流れ下る安比川と合流し青森県八戸市付近で太平洋にそそいでいる。この附近は谷がひらけ河岸段丘が発達している。

ウ その他

北上高地を横につき切って太平洋にそそぐ久慈川、安家川、小本川、閉伊川、大槲川あるいは気仙川があり、いずれも深い峡谷をきざみ河口には小三角洲平地を形づくっている。

(3) 海岸

本県は約 700 キロメートルの長い海岸によって太平洋に面しているが、宮古市を境として北と南の海岸地形が非常に違っている。

ア 北部海岸

北部海岸の大部分は、高い海蝕崖をもつ 100～200 メートルの海岸段丘が海に面し、白亜紀層などによってつくられている。殊に宮古市以北皆代に至る海岸では海蝕崖の発達が著しく、島嶼は少なく、さして大きいのは見られない。

また、海岸の平地も久慈、野田付近に僅かに見られるほか、河川の河口附近に僅かに見られるに過ぎない。

イ 南部海岸

宮古市以南は、沈降海岸が続き、みさきと深い湾が入り組んで、ノコギリの歯のようなリア式海岸を形成している。これは地質時代に古い地塊の北上高地が沈下したためで、この沈下した部分には、北上高地をきざんだ谷に海水が侵入してラツパ状の湾ができたものである。

(4) 火山

ア 概況

本県に影響を与える活火山は、奥羽山脈の北から八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の 4 火山である。岩手山は平成 10 年から地震等火山活動が活発化した。火山学的に評価された過去の火山活動度に基づき、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山はランク B、八幡平はランク C に分類（ランク分け）されている。

4 火山の影響を受ける市町村

区 分	八幡平	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗駒山
影響を受ける市町村	八幡平市	盛岡市、八幡平市、雫石町、滝沢村	雫石町	一関市

イ 各火山の状況

① 八幡平

主に安山岩の成層火山群で硫気孔・温泉・泥火山が多い。昭和 48 年、平成 8 年に地震が群発したが、噴火記録はない。

② 岩手山

玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の 2 成層火山が結合した火山である。東岩手山の方が新しく、築師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所が弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地帯谷（現在も硫気活動活発）での小爆発 1 回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴である溶岩を流出したこともある（17・18 世紀）。

平成 7 年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成 10 年 2 月から地震活動が活発化し、6 月には盛岡気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの

臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

岩手山の活動状況の詳細については、資料編1-6-5（地震回数の推移は資料編1-6-6）のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編1-6-7のとおり。

③ 秋田駒ヶ岳

玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。今世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫黄の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出し、小爆発をしきりに反復した。

④ 栗駒山

安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘で、硫黄活動が盛んである。有史後の活動は、昭和19年の爆発火口内での噴火・泥土噴出など。周辺では地震活動が活発である。

ウ 予測される火山災害

○ 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。

〔資料編1-6-8 岩手山火山防災マップ（平成10年作成）による〕

① 噴火規模・態様

区分	態様	規模
西岩手	水蒸気噴火	約3,200年前の噴火と同程度（噴出量1,000万 $m^3$ ）
東岩手	マグマ噴火	1886年の噴火と同程度（噴出量8,500万 $m^3$ ）

② 火山噴火の現象

区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流	火砕流	火砕 サージ	土石流	火山 泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

○ 秋田駒ヶ岳の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。

〔秋田駒ヶ岳火山防災マップ（平成15年作成）による〕

① 噴火規模・態様

区分	態様	規模
北部カルデラ	マグマ噴火	過去約2,000年間の噴火の最大規模を参考に同程度（噴出量1,400万 $m^3$ ）
南部カルデラ	マグマ噴火	過去約2,000年間の噴火の最大規模を参考に同程度（噴出量8,100万 $m^3$ ）

② 火山噴火の現象

区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流	火砕流	火砕 サージ	土石流	火山 泥流
北部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○
南部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○

## (2) 想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行い、次のとおり定めるとした。

対象地震 パラメータ	内陸直下型地震		海溝型地震	
	【地震1 (A、B)】 北上低地西縁断層群北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震をもとにした地震	【地震4】 岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震
	北緯 (°)	東経 (°)	北緯 (°)	東経 (°)
	39.64	39.35	41.80	39.50
	141.13	140.99	143.04	144.00
断層の原点	深さ (km)	深さ (km)	深さ (km)	深さ (km)
	1.0	1.0	0	0
マグニチュード	M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式	断層面下端から同心円状に破壊 (1A) 南側から破壊 (1B) 北側から破壊	断層面下端南側から同心円状に破壊	断層面上端中央から同心円状に破壊	断層面上端中央から同心円状に破壊

## (3) 地盤状況の把握

地盤状況の把握は、基準地域メッシュごとの表層地質や地形データが整えられている「国土数値情報 (国土地理院)」をもとに、地震動の想定に必要な微地形分類及び液状化の想定に必要な微地形分類を行った。



2 想定結果

各想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定地震	【地震1】 北上低地西縁所屬群北部地震		【地震2】 北上低地西縁 所屬群南部地 震		【地震3】 十勝沖地震	【地震4】 三陸沖空白域 地震
	A (南側から揺動)	B (北側から揺動)				
主な被害想定項目	M=7.4		M=7.3		M=7.9	M=8.0
1 地震動	最大震度	震度6弱		震度6弱	震度5強	震度5強
	最大震度を 示した地域	滝沢村～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	胆沢町～ 花巻市	種市町～ 岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市
2 建築物被害	大破壊	5,313棟	1,559棟	1,763棟	11棟	183棟
[現況棟数：686, 116棟]						
3 火災被害	炎上出火	19点	1点	4点	-	-
	延焼出火	13点		1点	-	-
	消火棟数	164棟	1棟	19棟	-	-
[現況棟数：686, 116棟]						
4 人的被害 [冬・夕方]	死者数	97人	6人	11人	-	-
	負傷者数	1,484人	230人	350人	-	-
	罹災世帯数	3,607世帯	1,084世帯	1,137世帯	7世帯	103世帯
	罹災者数	10,947人	3,568人	3,745人	21人	319人
[世帯数：459, 722世帯]						
5 急傾斜地崩 壊 [危険箇所：6, 959箇所]	危険度大	53箇所	52箇所	49箇所	12箇所	115箇所
6 道路被害 [対象路線延長：3, 310km]	被害箇所	53箇所	67箇所	82箇所	29箇所	74箇所
7 橋梁被害 [対象橋梁数：1, 201箇所]	危険度大	5箇所	7箇所	3箇所	-	-

5-11 津波及び想定宮城県沖運動地震に係る被害想定調査 (平成 15～16 年度実施)

1 津波の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県沿岸域を対象に想定津波発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①浸水予測	津波浸水予測図 (全体図、市町村図、地区別図) 全沿岸域を 40mメッシュ単位で表示
②建物被害の想定	全沿岸域を 400mメッシュ単位及び市町村単位で表示
③人的被害の想定	
④道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
⑤ライフライン被害の想定	該当箇所及び市町村単位で表示

(2) 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとした。

パラメータ	明治三陸地震津波 (1896 年)	昭和三陸地震津波 (1933 年)	想定宮城県沖運動地震津波			
	領域 A1	領域 A2	領域 B			
断層の原点	北緯 (°)	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
断層の原点	深さ (km)	0	1	26	26	14
	気象庁マグニチュード (モーメントマグニチュード)	8 1/2*	8.1	(8.0)		

\*理科年表によるマグニチュードである。

## 2 想定結果

各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

被害想定項目	想定津波	明治三陸地震津波	昭和三陸地震津波	想定宮城県沖運動地震津波
1 浸水予測	最大遡上高 第1波最短到達時間	31.2m (大船渡市綾里白浜) およそ25分後 (宮古市姉吉)	21.0m (大船渡市綾里白浜) およそ31分後 (宮古市姉吉)	10.8m (大船渡市吉浜) およそ25分後 (宮古市姉吉、山田町 小谷島、釜石市佐須)
2 建物被害	床上(全壊) 床上(半壊) 床上(軽微) 床下浸水	約6,700~17,600棟 約3,800~6,600棟 約2,900~3,300棟 約2,000~2,300棟	約1,800~6,800棟 約1,400~6,300棟 約1,400~3,900棟 約1,700~2,200棟	約1,300~4,300棟 約2,200~5,600棟 約2,400~3,800棟 約1,700~2,200棟
3 人的被害	死者数 重傷者数 中等傷者数	約160~1,300名 約90~800名 約200~2,000名	少数~約200名 少数~約200名 少数~約400名	約110~1,000名 約50~630名 約120~1,500名
4 道路被害	使用困難道路延長 緊急輸送道路浸水地区数	約270~370km 28~31地区	約170~370km 16~28地区	約180~270km 17~21地区
5 ラインライン被害 浸水するラインライ ン地点数	上水道浄水場 上水道ポンプ場 下水処理場 ガス貯蔵施設 変電所 電話交換施設	3~5箇所 2~3箇所 19~22箇所 1箇所 0箇所 3~10箇所	0~2箇所 1~2箇所 14~17箇所 1箇所 0箇所 0~4箇所	0~1箇所 1箇所 13~15箇所 1箇所 0箇所 2~4箇所

○本調査結果は沿岸全域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示した。

○避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

## (2) 想定地震の設定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとした。

パラメータ	想定宮城県沖連動地震津波			
	領域 A1	領域 A2	領域 B	
断層の原点	北緯 (°)	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	26	26	14
断層の長さ (km)	36	40	133	
断層の幅 (km)	64	36	49	
断層の走向 (°)	200	200	205	
断層の傾斜 (°)	21	21	12	
モーメントマグニチュード	8.0			

## (3) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

## ① 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係を用いて評価した。

## ② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定した。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めた。

## (4) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価した。

## 4 想定結果

想定宮城県沖運動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖運動地震	
地震動	最大震度	6弱	
	最大震度を示した地域	大船渡市、陸前高田市、一関市花泉町及び川崎町、藤沢町	
建物被害	木造全壊棟数	251棟	
	RC造大破壊棟数	12棟	
	S造全壊棟数	26棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	7人	10人
	重傷者数	124人	103人
	軽傷者数	2,589人	2,134人
	道路被害	1箇所	
急傾斜地崩壊	橋梁被災危険度B	24箇所	
	崩壊危険度 高	80箇所	
地震火災		0件	
	ライオンライン被害	水道	都市ガス
	被害箇所	546箇所	21箇所

# 防災基本計画

(抜粋)

平成24年9月

中央防災会議

連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

○都道府県は，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊への派遣要請を行うのか，平時よりその想定を行うとともに，自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等が必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(8) 防災中枢機能等の確保 充実

○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。

○国，公共機関，地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，保有する施設・設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，LPガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い，平常時から点検，訓練等に努めるものとする。また，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や，通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

○国は，地方公共団体の協力を得て，現地対策本部を設置する施設等の確保，設備の充実に努めるものとする。

○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るとともに，京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する。

○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。

○地方公共団体は，災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

## 首都圏広域防災拠点整備基本構想

(抜粋)

平成13年8月27日

首都圏広域防災拠点整備協議会



もに、本構想については、経済・社会情勢の変化等必要に応じて適宜改訂するものとする。また、今後整備される基幹的広域防災拠点については、必要に応じて、「南関東地域震災応急対策活動要領」「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」等において位置づけることとする。

## 2. 基幹的広域防災拠点の定義

「防災拠点」は、広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点（以下「防災活動拠点」という。）の意味で用いることが多い。

「広域防災拠点」もまた同様であり、市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた大都市圏等において応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等を一般的名称と呼んでおり、その役割、機能、整備主体等は様々である。

本構想においては、こうしたいわゆる広域防災拠点のうち、防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して的確に応急復旧活動を展開するための施設を「基幹的広域防災拠点」ということとする。

基幹的広域防災拠点は、被災時に国及び地方公共団体の協力の下、広域的な防災活動拠点として機能するだけでなく、平常時には都市のオアシスとして人々が憩う魅力的な都市空間として有効に活用されるものである。

## 3. 想定地震と対象地域

### (1) 想定地震の考え方

南関東地域における地震は、相模トラフ沿いの地震(M8級)、南関東地域直下の地震(M7級)、房総半島沖の地震(M8級)の3つが考えられるが、このうち、南関東地域直下の地震については、ある程度の切迫性を有しているとされている(「地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果中間報告」(昭和63年))。

一方、相模トラフ沿いの地震については、今後100～200年のうちに

## 京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想

(抜粋)

平成15年6月20日

京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会

- 医薬品、医療用資機材・設備の備蓄が可能となるようにする。
- 緊急時におけるヘリコプターの離発着が可能なスペースや施設を確保する。
- 災害拠点病院や後方医療機関との連携を確保する。

#### ホ 物資等の備蓄機能

当該広域防災拠点を使用する活動要員の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能（必要に応じ地域の被災者のための備蓄も行う）。

【必要な要件】

- 救援物資の中継・分配機能、災害医療支援機能等と一体的に組み合わせる。

### ② 基幹的広域防災拠点の役割

基幹的広域防災拠点は、国の現地対策本部、被災府県市の責任者及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地对策本部として機能する。そこは、災害情報を集約・分析し、府県境を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔であり、かつ、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、必要な広域防災拠点の機能を併せ持つものである。

広域的で激甚な被害をもたらす大規模震災時においては、現地における被災状況に関する情報、人、モノ等の需要と供給に関する情報を的確に把握し、調整、意思決定することが非常に重要であり、これにより迅速、円滑で効率的な災害対策活動を展開することが可能となる。合同現地对策本部は、これらの活動を現地において集中的に行うものであり、地方公共団体の現地対策本部等からの物資の供給依頼、支援部隊の派遣要請等を一元的に受け、必要に応じ国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部と調整し、処理を行う。

そのため、基幹的広域防災拠点においては、様々な活動を展開する際の基礎となる情報の集約・一元化、分析等を行う機能を備えることが必要である。また、被災府県市が実施する地域的な災害対策活動と広域的な災害対策活動との相互連携が的確に図られるよう、他の防災拠点も含め関係機関等において情報の共有を可能とする体制を整える必要がある。

さらに、大都市圏におけるオープンスペースの制約、分散した拠点に配する人数の制約等にも鑑み、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、必要な広域防災拠点の機能を併せ持つ必要がある。

以上から、基幹的広域防災拠点の機能及び必要な要件をまとめると、次のとおりである。

広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会

報告書

(抜粋)

平成15年3月

総務省消防庁

## 第1章 広域防災拠点の機能と要件

### 1.1 広域防災拠点とは

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の3つの種類が考えられる。

#### ① コミュニティ防災拠点

町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。

#### ② 地域防災拠点

災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。

#### ③ 広域防災拠点

広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

一方で、国の都市再生プロジェクトの一つとして内閣府を中心に基幹的広域防災拠点の整備検討がなされているが、これは、国の現地対策本部が置かれ、複数の被災都道府県や指定公共機関等の責任者が参集し、広域的オペレーションの中核となる大規模で機能の特に充実した広域防災拠点の一つと考えられる。

本調査検討では、広域防災拠点の設置主体に関わらず、その機能の面に着目し、都道府県域を越える広域の防災活動拠点として、広域防災拠点に求められる消防防災機能、その連携・補完等について検討するものである。その意味では上記の防災拠点の中では③のカテゴリーのものを想定する。

### 1.2 広域防災拠点の果たすべき機能

広域防災拠点の機能は、災害時の機能と平常時の機能に分けて考えられる。

また、広域防災拠点は、複数もしくは単一の機能を保有するとともに、災害時には必要に応じて、防災拠点相互の機能補完、機能分担が図られる場合もあり、平常時には消防学校等の他の教育訓練機関との連携が望まれる。

#### 1.2.1 災害時の機能

広域防災拠点の災害時機能の例としては、以下に示すようなものがある。

##### ① 災害対策本部またはその補完機能

被災地の情報収集・集約、被災地方公共団体・関係各機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮、災害現地ボランティアセンターの支援等を行うことができる本部機能

- ② 広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能  
全国から集結する広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）や救護班、国内外からのNPO・ボランティア等の一時集結機能及び集結した後に派遣先を調整・決定・連絡等を行うことができるベースキャンプ機能

- ③ 災害医療活動の支援機能

災害拠点病院での処置可能又は空床状況等の受け入れ可能状況の分かる情報の把握、災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備の提供等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びびりポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能

- ④ 備蓄物資の効率的供給機能

被災地域外からの救援物資が輸送されるまでの間、初動段階において迅速に合同現地対策本部や要員のベースキャンプ等が確保されるための、当該広域防災拠点を使用する活動要員用の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能（必要に応じて地域の被災者のための備蓄も行う）

- ⑤ 救援物資の中継・分配機能

被災地域への救援物資が直接運び込まれることによる混乱を避けるため、被災地域外から被災地域内への救援物資（水、食糧、医薬品、応急復旧資機材等）の中継輸送、集積、荷さばき、分配等を行う、各種交通基盤のネットワークと連携した救援物資の中継・分配機能

- ⑥ 海外からの救助活動要員の受け入れ機能

入国の手続き、情報の集約等の海外からの救援活動要員の受け入れを効率的に行うための機能

- ⑦ 海外からの救援物資の受け入れ機能

税関、検疫等の海外からの救援物資の効率的な受け入れ機能

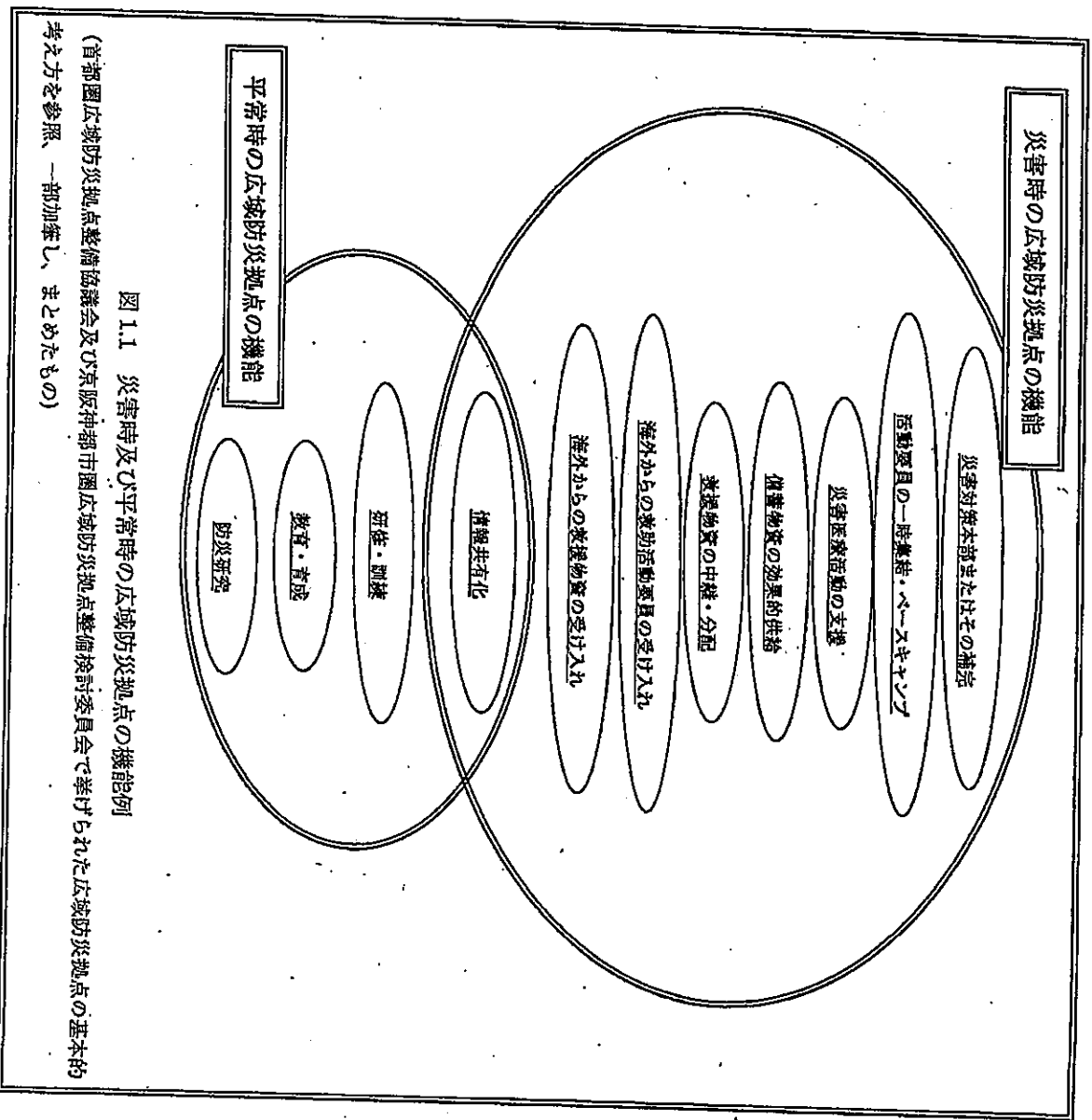
なお、広域防災拠点は、その性格上、都道府県に1ないし数箇所の設置が考えられていることから、基本的には住民の避難地としての機能は本検討会では想定しないこととし、各避難地の統括・調整を行うものとして考えることとした。

### 1.2.2 平常時の機能

広域防災拠点の平常時機能の例としては、以下に示すようなものがある。

- ① 広域支援部隊等の研修・訓練機能  
広域支援部隊の集結から活動までの総合的な集合訓練、災害図上訓練が実施可能な研修・訓練機能
- ② 防災に関する市民等への教育・育成機能  
災害ボランティア、ボランティアリーダー及びNPO、地域住民（自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、自衛消防隊、企業防災組織）に対する体験学習、活動のための知識習得のための座学、災害図上訓練を通じた教育・育成機能及びそのために施設（場所）を無償もしくは廉価で使用させること
- ③ 防災研究開発機能

以上のことを踏まえ、内閣府が実施している首都圏広域防災拠点整備協議会及び京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会で挙げられた広域防災拠点の基本的考え方を参考にして、広域防災拠点の機能をまとめると図 1.1 のようになる。



### 1.3 広域防災拠点の果たすべき機能から望まれる施設等の要件

広域防災拠点に関しては、全国各地から集結する広域支援部隊等のためのスペースが確保でき、合同現地対策本部の設置（参考2：中央防災会議主事会議申合せによる「現地対策本部」の役割）が想定

名古屋圏広域防災ネットワーク整備基本構想

(抜粋)

平成16年7月7日

名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会



## ② 中核的な広域防災拠点の役割

### イ 高次支援機能

広域防災拠点の機能である、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を有することによって、広域防災拠点を支援し、県境を越える広域的な災害対策活動を展開することを可能とするための機能。

[必要な要件]

- 広域交通ネットワークとの連携が図られるよう、可能な限り多様な交通手段を確保する。
- 広域的な災害対策活動の展開に必要な情報を共有化できるよう、情報・通信設備を確保する。
- 災害時における施設運営に必要な電気、水等を確保する。
- 大規模な地震災害等による液状化、津波、高潮による被害等、甚大な被害の危険性がある場合は、必要な措置により安全性を確保する。
- その他、単独の広域防災拠点では対応が困難な場合における高次支援機能として、広域防災拠点の機能から導かれる必要な要件を満たすこと。

### ロ 合同現地対策本部機能

国、被災県市、指定公共機関等の責任者が参集して、県境を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔の機能。なお、自発的な支援活動との連携・調整と活動支援を図る上で、NPOやボランティア団体のリーダーやコーディネーターとの連携も重要。

[必要な要件]

- 発災時において国及び被災県市等の関係機関の非常参集が行えるようにする。
- 甚大な被害が発生する可能性が高い稠密な市街地の広がりとの近接性を確保する。
- 発生場所が異なる大規模な地震災害等に対応するよう、多方面へ災害対策活動が可能となるようにする。
- 必要な情報を集約・発信・共有化できるよう、情報・通信設備を確保する。
- 災害時における施設運営に必要な電気、水等を確保する。
- 大規模な地震災害等による液状化、津波、高潮による被害等、甚大な被害の危険性がある場合は、必要な措置により安全性を確保する。

地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会

報告書

(抜粋)

平成23年12月

消防庁国民保護・防災部防災課

- また、都道府県の防災に関する応援協定の締結状況についても、平成 22 年 4 月 1 日現在で、全国知事会による全都道府県が参加する応援協定を含めて、30 件の協定が締結されているところである。

**東日本大震災における協定等に基づく応援の状況**

- 東日本大震災発生時においても、相互応援協定に基づく被災地に対する応援は、全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」をはじめとして、全国の都道府県、市町村により実施された。

- 人的支援については、全国の市町村から、全国市長会、全国町村会の協力を得て、平成 23 年 8 月 10 日現在で、主な被災 3 県の被災市町村を中心に 1,279 名の職員の派遣が行われている。また、都道府県による支援についても、全国知事会が被災県からの要請に基づき、マッチングを行うなど、44 都道府県から主な被災 3 県を中心に職員の派遣が行われている。

物的支援については、全国知事会、全国市長会、全国町村会からも全国の自治体に対する支援要請を行っており、44 都道府県から飲料水、食糧のほか、衣類、簡易トイレ、オムツ・ティッシュ・石鹸等の衛生用品、ストーブ・毛布・使い捨てカイロ・防寒着等の防寒用品、衛星携帯電話・充電式ラジオ・医薬品・懐中電灯等の防災用品、自転車・トラック・給水車等の車両、原子力災害への対応資機材（防護服、防護マスク等）、その他様々な物品の支援が、主な被災 3 県を中心とした被災地に対して実施された。

**【事例】岩手県遠野市の取組**

岩手県市長会が内陸部等の 4 市を選定、後方支援の協力依頼のうえ、県内の道路事情等をも考慮のうえ、県内市町村の横軸支援を基本に県振興局単位をプロックとした支援体制を構築。当該プロックを基本とした支援物資の集配、被災沿岸市町村への運搬等を実施。  
特に、遠野市では、3 月 13 日に沿岸被災地を支援するため、「東日本大震災後方支援活動本部」を設置。3 月 28 日には後方支援活動を継続的に推進するため「沿岸被災地後方支援室」を市の組織として設置、専従職員 5 名を配置し、積極的に支援を行った。

後方支援拠点市	支援プロック (自治体名)	
	拠点施設名	
1 久慈市	久慈市役所	【県北】 洋野町、普代村、野田村
2 盛岡市	旧農林中金盛岡支店	【県央】 宮古市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
3 遠野市	稲荷下屋内運動場	【県南 1】 釜石市
4 一関市	一関市役所	【県南 2】 大船渡市、陸前高田市

# 愛知県基幹的広域防災拠点候補地調査

報告書

(抜粋)

平成24年2月



## 5. 基幹的広域防災拠点の機能の検討

### (1) 基幹的広域防災拠点の機能

愛知県に整備する基幹的広域防災拠点の機能について、災害時及び平常時の機能を次のように考えます。

#### ① 平常時の機能

平常時の機能として、災害時における家庭・地域での防災対策や円滑な避難誘導に向けた減災・防災啓発機能、広域的災害の発生時における関係機関の緊密な連携による迅速な支援活動が展開できるように、各地域の防災関係者(国、自治体、自衛隊、警察、消防、医療、災害ボランティアなど)による防災研修・訓練機能、さらには、大学等の研究機関と連携して被害想定や防災支援システムの開発などを行う防災研究センター機能の導入が必要と考えられます。

具体的な機能の内容は次のとおりです。

#### ■ 基幹的広域防災拠点の平常時における機能

機能	具体的な機能の内容	必要とする施設
① 減災・防災啓発機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災力を強化するため、防災意識の向上、地域での防災活動や家庭での防災対策を啓発する機能</li> <li>子どもから大人までが防災について学ぶ機能</li> <li>関係機関による総合的な防災訓練を行う機能</li> <li>緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム、国際緊急援助隊などが研修・訓練する機能</li> <li>防災士や災害ボランティアユーザーネーターなど、災害時に活躍する専門家を養成する機能</li> <li>自主防災組織や企業が防災力向上のための研修する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示室</li> <li>図書資料室</li> <li>学習室</li> <li>災害体験室</li> </ul>
② 防災教育・訓練機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携して、地震発生予測や被害想定の研究、防災シミュレーションシステム、耐震技術、復旧・復興システムなどの研究・開発</li> <li>広域的な支援連携システムの研究・開発</li> <li>企業、NPO、ボランティア団体との連携・協働システムの研究・開発</li> <li>災害拠点病院と連携した災害医療の研究・開発、ノウハウの蓄積</li> <li>企業防災やBCPの研究・開発、普及のための支援</li> <li>広域防災計画の立案機能</li> <li>情報ストラックアップ機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災研究所(研究室、実験室、研修室、会議室、ホール等)</li> <li>通信設備</li> </ul>
③ 防災研究センター機能		

## ② 災害時の機能

災害時においては、応急・復旧対策の司令塔としての指令本部機能を中心として、救援物資の受入・中継・配分機能、支援部隊の集結・活動のベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入機能、災害支援医療機能、物資・資材の備蓄機能、災害ボランティア活動支援機能、産業支援機能、瓦礫等の処理機能、燃料の備蓄・補給機能といった高次支援機能、さらに、首都圏災害時の政府補完機能や他地域・海外での広域災害発生時の災害支援機能の導入が必要と考えられます。

具体的な機能の内容は次のとおりです。

### ■基幹的広域防災拠点の災害時における機能

機能	具体的な機能の内容	必要となる施設
①指令本部機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、避難状況の情報収集機能</li> <li>救援・救護、応急対策に関する指令機能</li> <li>国・県等の関係機関による応急対策の協議・調整機能</li> <li>スタッフの滞在機能</li> <li>災害復興のため復興庁と連携して広域的に調整する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部司令室</li> <li>オペレーティング室</li> <li>会議室</li> <li>執務室</li> <li>簡易宿泊所</li> <li>通信設備</li> </ul>
②救援物資の受入・中継・配分機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資の搬入、荷捌き機能</li> <li>救援物資の一時保管機能</li> <li>救援物資の被災地への配分機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘリポート、駐機場</li> <li>荷捌きスペース</li> <li>一時保管施設</li> <li>駐車場</li> <li>駐車場</li> <li>キャンプスペース</li> </ul>
③支援部隊の集結・活動のベースキャンプ機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域支援部隊の集結・派遣機能</li> <li>コア部隊のベースキャンプ機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場</li> <li>キャンプスペース</li> </ul>
④海外からの支援物資・人員の受入れ機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外救援物資を搬入・荷捌きする機能</li> <li>海外支援要員の受入れ・一時滞在・被災地へ派遣する機能</li> <li>国連災害評価調整 (UNDAC) チームを受入れる昨日</li> <li>関税や検疫、入国手続き等のアクセスポイントの機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港、港湾 (税関・出入国管理を有さない場合は経由する)</li> <li>荷捌きスペース</li> <li>執務室</li> </ul>
⑤災害支援医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣医療チームの受入れ、一時滞在、被災地へ派遣する機能</li> <li>医療資機材・設備を確保・提供する機能</li> <li>負傷者の受入れ、トリアージの実施、応急処置</li> <li>重篤者を災害拠点病院へ搬送する機能</li> <li>広域搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の災害拠点病院との連携</li> <li>ドクターヘリ</li> <li>医療活動スペース</li> <li>資機材・設備の一時保管スペース</li> <li>通信設備</li> </ul>
⑥物資・資材の備蓄機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食料品、生活用品等を備蓄する機能</li> <li>救援、避難者支援、医療等の資材・設備を備蓄する機能</li> <li>救援物資を一時保管する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄倉庫</li> </ul>

機能	具体的な機能の内容	必要となる施設等
⑦災害ボランティア活動支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国からの災害ボランティアが一時集結し、被災地へ派遣調整する機能</li> <li>・ 各地の災害ボランティアセンターを相互調整する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアのベースキャンピング本部室</li> <li>・ 通信設備</li> </ul>
⑧産業支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場等の再開、部品の搬入、製造品の出荷など企業・事業所の復興を支援する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災拠点としての空港・港湾施設の使用</li> <li>・ 重機の貸し出し</li> </ul>
⑨燃料の備蓄・補給機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘリコプター、船舶、トラックなどの災害対応に必要な燃料を備蓄し、補給する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料備蓄庫</li> <li>・ 燃料補給車</li> </ul>
⑩復旧・復興支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧に際して、後方支援する機能</li> <li>・ 地方自治体による都市復興に際して、専門家を派遣する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議室</li> <li>・ 専門家の待機室</li> </ul>
⑪災害時の政府補完機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏が大規模災害で甚大な被害を受け、首都機能が喪失した場合に、政府の各省庁や緊急災害対策本部など政府機関をバックアップする機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎（執務室、会議室、司令室、）</li> <li>・ 通信設備</li> </ul>
⑫他地域・海外への災害支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他地域や海外で大規模災害が発生した際に、支援物資や国際緊急援助隊を集積・集結し、被災地へ搬送・派遣する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援物資・支援要員の集積・集結スペース</li> </ul>

## (2) 一極集中型と分散ネットワーク型の検討

基幹的広域防災拠点の機能配置に関しては、機能を一箇所に集中して配置する「一極集中型」と機能を複数箇所に分散させネットワーク化して配置する「分散ネットワーク型」が考えられます。

### ① 拠点機能の配置の考え方

東日本大震災の教訓や既存の基幹的広域防災拠点の問題点等から、拠点機能は次のような条件を満足している必要があります。

#### ■拠点機能に求められる条件

代替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の地震・巨震を経て、防災拠点自体が被災状況などの変化を受けず、地震発生直後でも稼働可能となる</li> </ul>
交通多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時や非常時の交通・輸送手段に依存しない多様な交通手段が確保されており、3つの交通手段が利用可能となる</li> </ul>
用地確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の条件を有する土地は、防災拠点の確保を確保するのには容易ではないことから、一箇所の確保を旨とする</li> </ul>
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域災害に於いて、他県の広域防災拠点等との緊急連絡調整が円滑に行われる必要がある</li> </ul>



一極集中型では、巨震・巨津波・南海の3連打の巨大地震による広域的災害に対応しにくいため、機能を分散し、相互に連携・補充しあう分散ネットワーク型の検討が必要

#### ■分散ネットワーク型と集中型との比較

分散ネットワーク型	集中型
<ul style="list-style-type: none"> <li>分散立地のため様々な災害に対し抵抗力がある（全滅しにくい）</li> <li>既存の防災拠点を組み込んでいけるので整備費が少ない</li> <li>他県の拠点とのネットワーク化が可能</li> <li>被災地に、より近い拠点を確保できる</li> <li>一箇所に整備されているため、各機能の連携が円滑に短時間で可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点間の連絡調整に工夫が必要</li> <li>災害に対し脆弱（代替施設が無い）</li> <li>陸海空の3つの交通機能が備わった場所での配置が難しい</li> <li>広大な面積を要し、整備費が大きくなる</li> <li>広域災害に対してきめ細かな対応が難しい</li> </ul>



# 1 事例調査等

## (1) 首都圏・京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点

基幹的広域防災拠点は、都道府県単位では対応不可能な広域かつ甚大な災害に対して、国と地方公共団体が協力して応急復旧活動を展開するための施設です。

しかしながら、基幹的広域防災拠点の取り組みは、平成13年の都市再生プロジェクトの決定(首都圏における整備及び京阪神都市圏における整備の検討)以降であり、整備の実績や災害時の運用経験が非常に限られています。ここでは、現時点で整備済みまたは基幹的広域防災拠点の位置づけがある首都圏及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点施設の整備・検討動向・実績をとりまとめます。

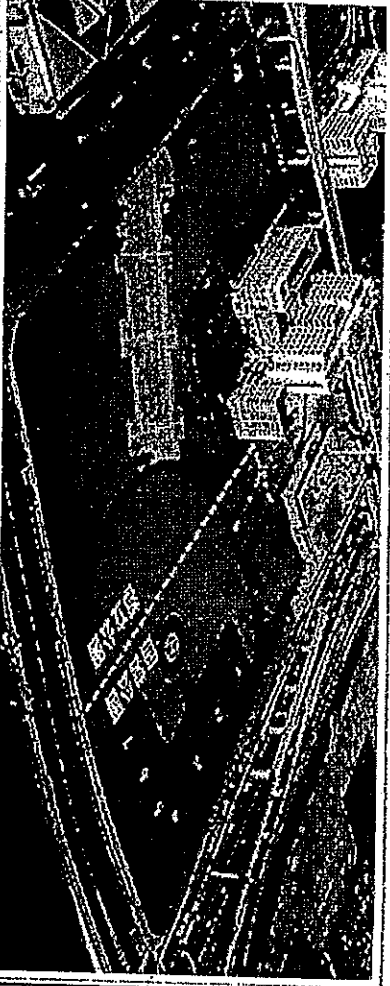
### ■都市再生プロジェクト(第一次決定)(平成13年6月)より

- 1 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備
  - (1) 阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、東京圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際に、広域的な救助活動や全国や世界からの物資等の支援の受け入れといった災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、水上輸送等と連携した基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部に整備する。
  - (2) このため、国と地方公共団体の適切な役割分担を確保しつつ、地方公共団体を含む関係機関からなる協議の場を設定し、他の防災拠点との連携を踏まえた基幹的広域防災拠点の整備計画の策定に着手する。
  - (3) なお、大阪圏においても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、広域防災拠点の適正配置を検討する。
- 2 大都市圏におけるミミゼロ型都市への再構築 (略)
- 3 中央官庁施設のPFIによる整備 (略)

### ■現時点で整備済みまたは基幹的広域防災拠点の位置づけを持つ施設(調査対象)とその特徴

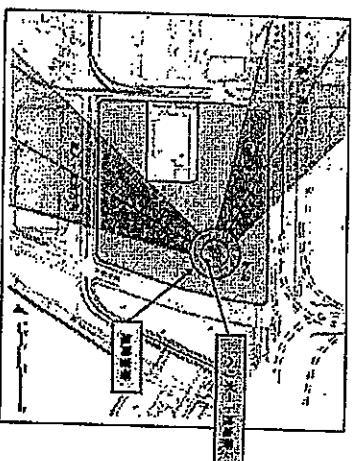
事例	特徴
① [首都圏] 東京臨海部基幹的 広域防災拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下地震など首都圏における大規模かつ広域的な災害に対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年整備された最新の基幹的広域防災拠点施設</li> <li>・1)有明の丘地区(東京臨海広域防災公園・有明の丘基幹的広域防災拠点施設)と2)東扇島地区(東扇島東公園)に分かれて整備</li> </ul> </li> <li>・有明の丘地区は「首都圏防災のハットクォーター機能」を、東扇島地区は「緊急物資輸送機能」を分担</li> </ul>
② [京阪神都市圏] 堺東北港堺2区基 幹的広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東南海・南海地震や近畿圏の内陸直下型地震等の大規模災害に対応</li> <li>・港湾に立地し、基幹的広域防災拠点施設の「高次支援機能」の位置付け</li> </ul>
③ [京阪神都市圏] 大阪合同庁舎第4 号館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東南海・南海地震や近畿圏の内陸直下型地震等の大規模災害に対応</li> <li>・都心部に立地し、災害発生時に府県域を越えて救援物資受け入れなどの調整にあたる「司令塔」の位置付け(ただし暫定施設)</li> </ul>

3) 東京臨海海部基幹的広域防災拠点の状況 (有明の丘地区)

位置・面積	東京都江東区有明 3 丁目、13.2ha
基本的な機能	 <p>(東京臨海広域防災公園ホームページより)</p> <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対し、国及び地方公共団体が協力して応急復旧活動を展開するための防災活動のうち、             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体等の現地対策本部を設置し、首都圏の広域防災のヘッドクォーターとして機能</li> <li>・広域支援部隊等のコア部隊のベースキャンプや災害時医療の支援基地等として機能</li> </ul> </li> </ul> <p>【平常時】 (東京臨海広域防災公園として一般利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域支援部隊等の合同訓練・研修</li> <li>○防災に関する体験学習</li> <li>○人々の魅力的な憩いの場</li> </ul>
管理・運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園施設 (東京臨海広域防災公園：国土交通省施設としての国営公園部分 (6.7ha) と東京都施設としての都立公園 (6.5ha))</li> <li>○防災施設 (有明の丘基幹的広域防災拠点施設：本部棟の一部として内閣府所管)</li> </ul> <p>※公園施設については、民間事業者が指定管理者となり、「そなエリア東京」として防災学習サイトの設置や各種イベント開催等を実施</p>
分担機能・施設概要	<p>1 本部棟 (用地面積として約 0.5ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地面積：約 5,000m<sup>2</sup></li> <li>・建築面積：約 6,100m<sup>2</sup>、延床面積：約 9,500m<sup>2</sup>、地上 2 階建て</li> <li>・屋内展示室 (公園施設) 面積：約 2,100m<sup>2</sup> (エントランスホール、資料室、控室等除く)</li> </ul> <p>○災害時は、現地対策本部を置き、情報収集・集約、国・都県市・関係機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮</p> <p>○平常時は、防災体験学習施設や会議室、公園管理機能の事務所</p>

2 ヘリポート用地 (約 2.6ha)

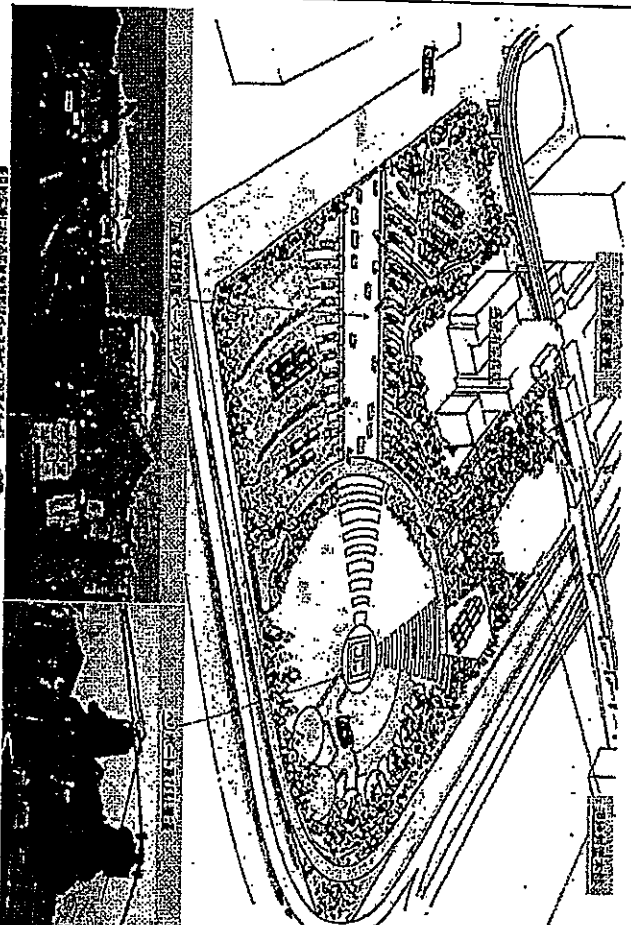
- 人員・物資輸送、支援部隊等の活動のためのヘリポートとして活用可能なオーブンスペース
- 阪神・淡路大震災の実績から、7～9機が駐機可能なスポット
- 接地带、進入・進出経路の確保、無障害帯等に配慮した対策を講じる



(「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画」(平成16年)より)

3 広域支援部隊等コア部隊ベースキャンパス地 (約 2.5ha)

- 広域支援を行う自衛隊、消防、警察の統制所として現地対策本部との連携を密にするため、広域支援部隊等コア部隊のベースキャンパスとして活用可能なオーブンスペース
- 宿泊テント地として約 1.5ha、活動用地として約 1.0ha



(内閣府「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点」パンフレットより)

4 災害時医療支援のための用地 (約 1.0ha)

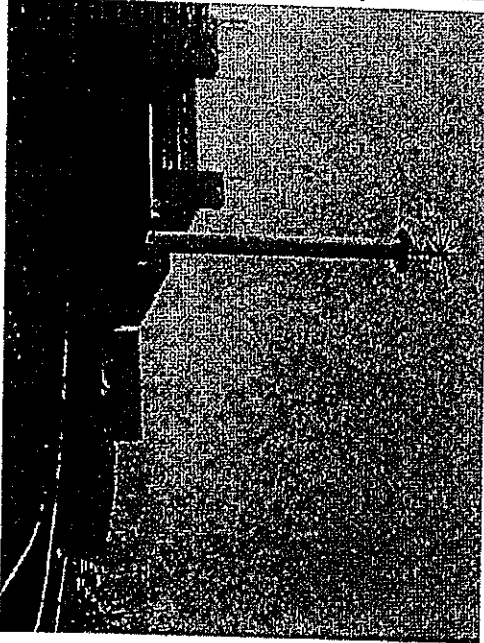
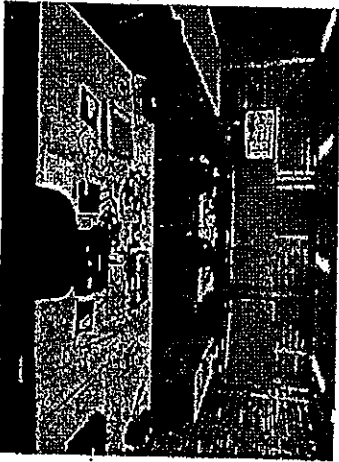
- 救助活動と医療活動の連携のための情報共有化、トリアージの実施のための資機材・設備の提供等、災害時医療支援体制の支援機能として活用可能なオーブンスペース
- 約 500～600人の負傷者の受け入れが可能

5 広域支援部隊等ベースキャンパス等用地 (約 6.6ha)

- 各種支援部隊や災害ボランティア等のための活動・統制所、駐車場としての機能を果たしうるオーブンスペース
- 災害時に時々刻々変化する支援状況に応じて、医療支援物資や仮設資機材の置き場としての活用や、周辺施設との連携による救援物資の中継基地としても想定

<p>整備手法等</p>	<p>○公園施設については、平常時の利用・管理を考慮して公園事業として、国営公園と都営公園がそれぞれおおむね二分の一ずつの分担で整備。 ○防災施設を含む本部棟は、平常時の利用・管理も考慮し、内閣府が防災施設を整備、国土交通省が公園施設の一部として合築整備。</p>
<p>供用までの経緯</p>	<p>平成14年12月 国営公園として事業化 平成15年3月 都市公園法施行令の一部改正 平成15年11月 都市計画決定 平成16年1月 首都圏広域防災拠点整備協議会(第7回)において「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画を決定」 都市計画事業承認 平成16年2月 液状化対策工事着手 平成16年度～ 本部棟建築工事着手 平成17年度～ 本部棟建築工事完了 平成19年度末 本部棟(有明の丘基幹的広域防災拠点施設)の供用開始 平成20年6月 園地、体験学習施設の整備 平成20年度～ 東京臨海広域防災公園全面開園 平成23年度</p>
<p>活動実績</p>	<p>○災害時を想定した関係機関による活動では、緊急消防援助隊による広域支援を想定した実働訓練等が行われてきた。 ○東日本大震災では、本部棟が発災約5時間後から帰宅困難者を受け入れ。</p>

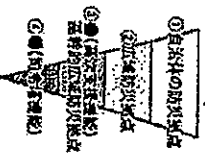
4) 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の状況 (東扇島地区)

<p>位置・面積</p>	<p>神奈川県川崎市川崎区東扇島、15.8ha</p>  <p>(内閣府「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点」パンフレットより)</p>
<p>基本的な機能</p>	<p>【災害時】</p> <p>○都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対し、国及び地方公共団体が協力して応急復旧活動を展開するための防災活動のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの物資を始めとした物流に関するコントロール</li> <li>・海上輸送、河川輸送、陸上輸送等への中継基地</li> <li>・広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプの機能</li> </ul> <p>【平常時】(東扇島東公園として一般利用)</p> <p>○人々の魅力的な憩いの場</p>
<p>管理・運営等</p>	<p>○敷地自体は、国が整備し「東扇島東公園」として川崎市が管理・運営</p> <p>○防災施設は、内閣府が「東扇島基幹的広域防災拠点施設」を、国土交通省が「首都圏臨海防災センター」を管理・運営</p>
<p>分担施設概要</p>	<p>1 物流コントロールセンター施設棟(用地面積として約0.3ha)</p> <p>○現地対策本部の一機船として、緊急物資の海上輸送に関するコントロール等を実施</p> <p>○具体的任務は、緊急輸送の海上ルート切替の指示、受入物資の内容・量・時期等の指示、搬出する物資内容・量、搬送先の指示</p>  <p>(内閣府「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点」パンフレットより)</p> <p>2 ヘリポート用地(約2.9ha)</p> <p>○人員・物資輸送、支援部隊活動のために必要となるヘリポートとして活用可能なオアズベース</p> <p>○発災当初からヘリコプター2機分の駐機スポットと接地帯を整備し、各種救援活動にあたり液状化の影響が出た場合にも復旧することにより5〜7機分の駐機スポットを整備</p>



■京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の機能と配置の考え方

基幹的広域防災拠点と広域防災拠点の連携



位置・役割	機能	詳細なイメージ
① 基幹的広域防災拠点の役割(人々)	大規模災害発生時の対応	被災した広域域での支援
② 基幹的広域防災拠点の役割(物資)	大規模災害発生時の対応	被災地へ物資の供給
③ 基幹的広域防災拠点の役割(情報)	大規模災害発生時の対応	被災地への情報提供
④ 広域防災拠点の役割	大規模災害発生時の対応	被災地への支援



(一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構広報誌「O-BAY」No.35 (平成20年)より)

2)堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点(高次支援機能)の状況

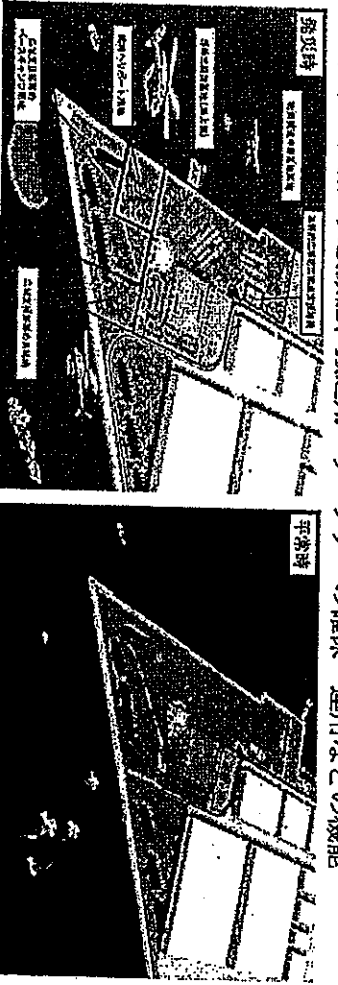
位置・面積 大阪府堺市堺区匠町、27.9ha



(国土交通省近畿地方整備局公表資料より)

基本的な機能	<p>[災害時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「高次支援機能」の役割として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上輸送基地(耐震強化岸壁と一体的運用)</li> <li>・陸上輸送基地(高速道路に近接)</li> <li>・航空輸送基地(臨時ヘリポート整備7~9待機可能)を有する。具体的には、</li> </ul> </li> <li>[平常時]</li> <li>○多目的広場、運動広場等として活用し、人々の魅力的な憩いを提供する機能</li> </ul>
管理・運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国が整備</li> <li>○建物以外は緑地として大阪府が管理(災害時は港湾法第55条の2に基づき国が使用)</li> </ul>

分担機能・施設概要	<p>①救援物資の中継・分配機能</p> <p>○被災地域外から被災地域内への救援物資の中継輸送、集積、荷さばき、分配などを行う、各種交通基盤のネットワークと連携した救援物資の中継・分配機能</p> <p>○荷さばき・保管スペース、駐車ピット、荷さばき要員の休憩場所・荷さばき要員の駐車場、トラックの待機スペース、トラックの搬出用道路、浮体式防災基地の保留場所で構成</p> <p>○日常時は、多目的広場（芝生）、バーベキュー広場、多目的運動広場、駐車場、遊歩道、浸水広場として活用</p> <p>②広域支援部隊の集結・ベースキャンプ機能</p> <p>○全国から集結する広域支援部隊(警察、消防等)や救護班、国内外からのNPO・ボランティアなどの活動要員の集結、連絡等を行うことができるベースキャンプ機能</p> <p>○広域支援部隊の集積場所を整備し、平常時は芝生広場として活用</p> <p>③応急復旧用資機材の備蓄機能</p> <p>○広域防災拠点が一被災した場合に緊急的に応急復旧が可能となる応急復旧用資機材などの備蓄機能</p> <p>④海上輸送支援機能</p> <p>○海上を利用した緊急物資や人員の搬入・搬出を行うことができる耐震強化岸壁及び浮体式防災基地を活用した救援物資等の海上輸送支援機能</p> <p>○施設支援棟、倉庫棟、車庫棟で構成</p> <p>⑤災害医療支援機能</p> <p>○災害時医療の支援機能、搬送用ヘリコプターの確保・運用などの機能</p>
整備手法等	<p>○緑地、臨港道路については港湾事業として国、大阪府が整備。港湾広域防災拠点支援施設は国が全額負担で整備。</p>
供用までの経緯	<p>○平成20年より整備中</p>
活動実績	<p>(整備中)</p>



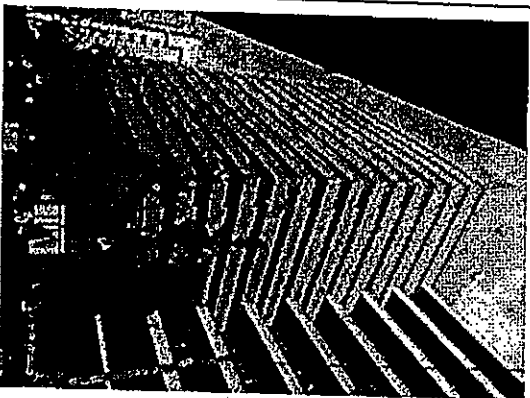
〔京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会〕第4回資料より〕



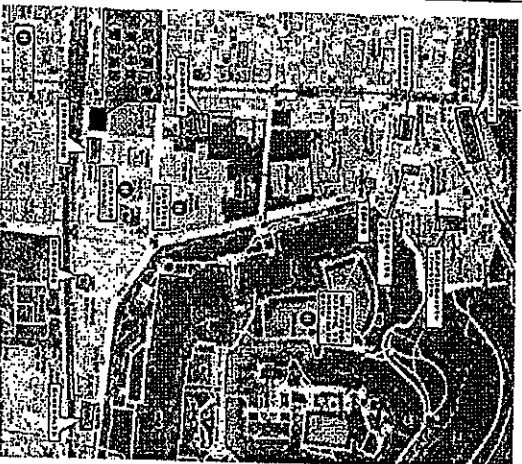
2) 大阪合同庁舎第4号館の状況

位置等

大阪府大阪市中央区大手前4-1-76、地上17階・地下3階建て  
(現地对策本部としての使用は2階、4階部分)



位置図



(「京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会」第4回資料より)

入居者層	
17F	大阪府庁舎
16F	大阪府庁舎
15F	大阪府庁舎、大阪府庁舎
14F	大阪府庁舎
13F	大阪府庁舎、大阪府庁舎
12F	大阪府庁舎
11F	大阪府庁舎
10F	大阪府庁舎、大阪府庁舎、大阪府庁舎、大阪府庁舎
9F	大阪府庁舎
8F	大阪府庁舎
7F	大阪府庁舎
6F	大阪府庁舎、大阪府庁舎、大阪府庁舎
5F	大阪府庁舎、大阪府庁舎、大阪府庁舎
4F	大阪府庁舎、大阪府庁舎、大阪府庁舎
3F	大阪府庁舎
2F	大阪府庁舎
1F	大阪府庁舎
B1F	大阪府庁舎
B2F	大阪府庁舎
B3F	大阪府庁舎

基本的な機能

【災害時】

○現地对策本部の「司令塔」の役割

【平常時】

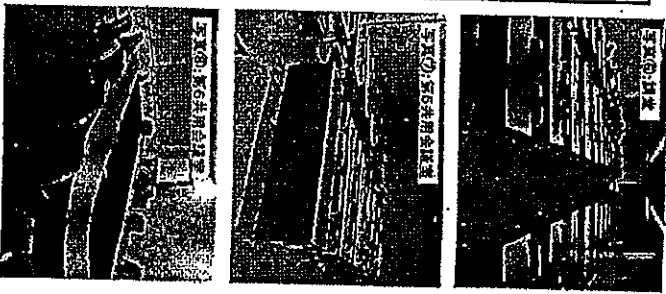
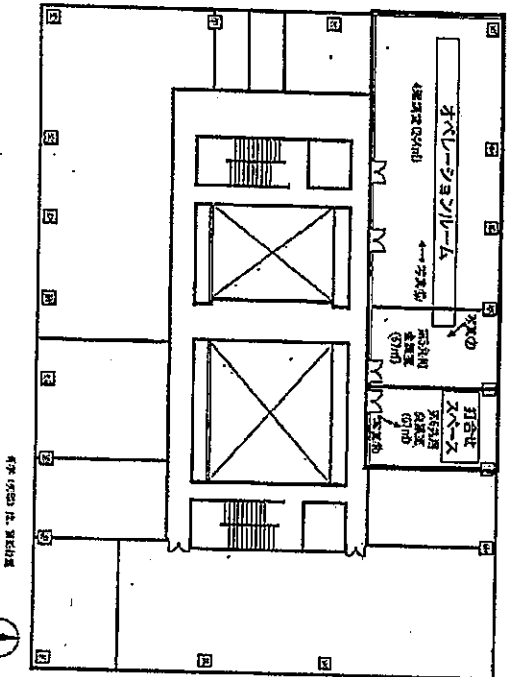
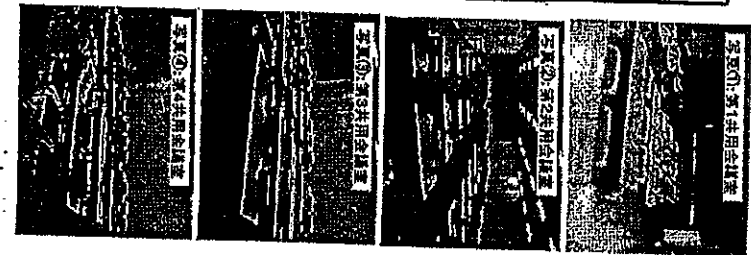
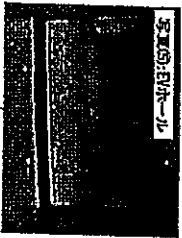
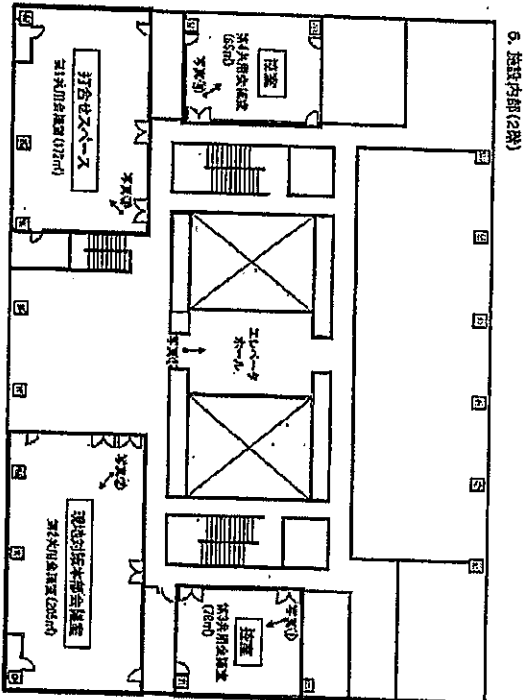
○合同庁舎内での通常業務スペース (講堂、共用会議室)

管理・運営等

○国が整備・管理する施設で、厚生労働省、財務省、国土交通省が入居

機能・施設概要

- 情報収集・伝達を担うオペレーショングルーム、本部会議室と控室で構成
- 今後、通信設備、電源設備を整備する予定で、災害時に使用する情報機器類は都度、立川防災基地から搬入の予定



<p>○通信設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星通信ケーブル配線(屋上～1階)</li> <li>・LANケーブル配線(4階、2階、会議室内)</li> <li>・可搬型衛星地球局(※)</li> <li>・電話(※)</li> <li>・FAX(※)</li> </ul>	<p>1式 1式 1式 数台</p>
<p>○電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分電盤の追加設置・改造(4階、2階)</li> <li>・配線配線数設(4階、2階)</li> </ul>	<p>1式 1式</p>
<p>○情報機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型モニター(※)</li> <li>・TV会議装置(※)</li> <li>・パソコン(※)</li> <li>・プリンタ(※)</li> </ul>	<p>数台 1式 数台 数台</p>

※を付したものは、常設とはせず、発災時に立川防災拠点等に保管している機器を持ち込むこととしている。

大坂合同庁舎4号棟

本拠地に必要な但緊急確保を事前に確保する

本拠地に必要な通信用配線を事前に確保する

整備イメージ図

【京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会】第4回資料より)

整備手法等

○国が全額負担で整備。

供用までの経緯

○平成 20 年の防災基本計画改訂により施設の位置づけが行われ「供用」状態にあるが、災害時の機能に必要な設備等の整備は今後の取り組みとなっている。

活動実績

(なし)

## 情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発

基本計画書  
(抜粋)

ネットワークに適用することを目標とする。

## ④災害に強いネットワークを実現するための技術の研究開発

東日本大震災では、通信網の損壊等により、避難所等における安否情報や物資情報伝達の伝達に支障が生じた。このような場合においても、災害に強く壊れない自営網を市町村等が有していれば、災害対応の体制を速やかに立ち上げることが可能となる。このため、自営網向けの災害に強く壊れないネットワークを構築する技術を確認することを目標とする。

## ⑤災害時に簡易な操作で設置可能な小型地球局（VSAT）の研究開発

東日本大震災では、地上系の通信インフラが大きく被災したが、地震による影響を受けにくい衛星通信は、被災地における通信の確保に必要不可欠なものとして大活躍した。こうしたことから、災害に強い衛星通信が再評価されている一方で、被災地において衛星通信回線を迅速に構築するためには、地球局の設置に際して熟練した作業員が必要であるという課題が存在することが浮き彫りとなった。このため、災害時に簡易な操作で設置可能な小型地球局（VSAT）の実現を目標とする。

## ⑥災害情報を迅速に伝達するための放送・通信連携基盤技術の研究開発

## ⑦災害情報を高圧縮・低遅延で伝送する技術の研究開発

東日本大震災では停電、中継局被災、ネット輻輳等により、住民への避難指示等の情報伝達手段の脆弱さが課題となった。大規模災害時において「正確な情報をおまねく迅速に伝える」放送通信連携技術の確立は急務である。このため、災害発生後に被災者の安否情報や避難場所情報、避難地への的確な物資救援や避難所の孤立支援の情報等の堅牢な伝達技術確立し、情報通信ネットワークに適用することを目標とする。

## ⑧災害時におけるケーブルテレビ応急復旧システム（可搬型緊急用ヘッドエンド設備）の研究開発

## ⑨災害時におけるケーブルテレビ応急復旧システム（幹線応急復旧用無線伝送装置）の研究開発

平成23年3月1日に発生した東日本大震災においては、多数のケーブルテレビのヘッドエンド設備や伝送路設備が被災し、長期間にわたって放送が停波した。そこで、地震、津波等の災害によってケーブルテレビのヘッドエンド設備や伝送路設備が被災した場合に、速やかな復旧を可能とする設備を開発することにより、地上デジタル放送やコミュニティチャンネル（地域災害情報や自治体情報を放送する番組）等、地域住民にとって最低限必要な情報を伝送できるようにすることを目標とする。

## 平成23年度補正予算(第3号) 情報通信技術の研究開発に係る委託先候補一覧

研究開発課題	研究機関 (下線は代表研究機関)	代表研究 責任者
大規模災害時における移動通信ネットワーク動的通信制御技術の研究開発	株式会社NTTドコモ、東北大学、日本電気株式会社、株式会社日立東日本ソリューションズ、富士通株式会社	村瀬 淳
大規模災害時における通信ネットワークに適用可能なリソースユニット構築・再構成技術の研究開発	日本電信電話株式会社、東北大学、NTTコミュニケーションズ株式会社、富士通株式会社	高原 厚
大規模災害においても通信を確保する耐災害ネットワーク管理制御技術の研究開発	株式会社KDDI研究所、KDDI株式会社、日本電気株式会社、日本電信電話株式会社、東北大学	森田 逸郎
災害に強いネットワークを実現するための技術の研究開発	東北大学、株式会社KDDI研究所、KDDI株式会社、沖電気工業株式会社	安達 文幸
災害時に簡易な操作で設置が可能な小型地球局(VSAT)の研究開発	スカパーJSAT株式会社	笹沼 清
災害情報を迅速に伝達するための放送・通信連携基盤技術の研究開発	日本放送協会、東北大学、財団法人NHKエンターテインメント、NTTアイテイ株式会社	加藤 久和
災害時におけるケーualテレビ応急復旧システム(可搬型緊急用ヘッドエンド設備)の研究開発	DXアンテナ株式会社	片山 友幸
災害時におけるケーualテレビ応急復旧システム(幹線応急復旧用無線伝送装置)の研究開発	京セラコミュニケーションシステム株式会社	北原 雅宗
多様な通信・放送手段を連携させた多層的な災害情報伝達システムの研究開発	株式会社NTTデータ、株式会社NTTドコモ、アスプロ電気株式会社、東北大学、日東紡音響エンジニアリング株式会社	水野 大

## 災害時に有効な衛星通信ネットワークの研究開発

## 基本計画書（抜粋）

## 1. 目的

東日本大震災の発生を踏まえ、地上系通信インフラが地震・津波等で損壊した場合に、地震による影響を受けにくい衛星通信により、ニーズに応じた回線確保を円滑に図るための研究開発を行う。

## 2. 政策的位置付け

第一に、科学技術に関する国家戦略である「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日、閣議決定）では、目指すべき国の姿として「震災から復興、再生を遂げ、将来にわたる持続的な成長と社会の発展を実現する国」を掲げ、「被災地域では、地震と津波、さらには液状化等によって、多くの建築構造物等が倒壊あるいは流失し、社会インフラが寸断され、甚大な被害が発生した。これを踏まえ、家屋やビル等の修繕や修復、堤防等の防災インフラ、港湾、空港、鉄道、橋梁、道路等の交通インフラ、さらに電気、ガス、上下水道、情報通信等の生活インフラの復旧、再生とその機能性、利便性、安全性の向上等に資する研究開発等の取組を進める」ことが提言されている。

さらに、「国は、被災した地域を中心に、地方公共団体、大学、公的研究機関、産業界等が連携して、・・・(中略)・・・情報通信、先端材料、環境技術など、研究のしかなるフューズでも、世界的に競争力のある領域において、官民の関連研究機関が集積した新たな研究開発イノベーションの国際的拠点等の形成に向けた検討を行う。さらに、国は、これらの拠点を復興、再生のモデルとして、国内外に積極的に情報発信していく」とされている。

第二に、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部）では、「企業、産業・技術等」の観点からの「地域経済活動の再生」として「被災地域の大学・大学病院・高等専門学校・専門学校・公的研究機関、産業の知見や強みを最大限活用し、知と技術革新（イノベーション）の拠点機能を形成することにより、産業集積、新産業の創出及び雇用創出等の取組みを促進する。このため、研究基盤の早期回復・相互補完機能を含めた強化や共同研究開発の推進等を図るとともに、産学官連携の下、中長期的・継続的・弾力的な支援スキームによって、復興を支える技術革新を促進する。また、大学等における復興のためのセンター的機能を整備する。さらに、海外企業等との連携下での産学官による新産業創出の拠点整備等を行う」とし、「拠点機能形成の具体例」として「世界最先端の技術を活用した事業を興すため、東北の大学や製造業が強みを有する材料開発、光、ナノテク、情報通信技術分野等における産学官の協働の推進」を掲げている。

さらに、「交通・物流、情報通信」の観点からの「地域経済活動の再生」として「次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービス

## 平成24年度 情報通信技術の研究開発に係る委託先候補一覧 (抜粋)

研究開発課題		研究機関 (下線は代表研究機関)		
大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術の研究開発				
①	I	大規模通信混雑時における通信処理機能のネットワーク化に関する研究開発	<u>株式会社エヌ・アイ・ティ・コム</u> 日本電気株式会社 富士通株式会社 NEC ソフトウェア東北株式会社 東北大学 東京大学	
	II	被災地への緊急運搬及び複数接続運用が可能な移動式ICユニットに関する研究開発	<u>日本電信電話株式会社</u> 東北大学 NTTコミュニケーションズ株式会社 富士通株式会社	
	III	災害時避難所等における局所的同報配信技術の研究開発	<u>日本電気株式会社</u> 東北大学	
②	災害時に有効な衛星通信ネットワークの研究開発		<u>東北大学</u> スカパーJSAT株式会社 株式会社サイバー創研 株式会社アイ・エヌ・ピー 富山高専専門学校	
	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発			
③	アクセスネットワーク (加入者・局舎ネットワーク) 高速大容量化・低消費電力化技術			
	I	(a)	加入者ネットワーク多分岐化・長延化技術	<u>日本電信電話株式会社</u> 沖電気工業株式会社
		(b)	光多値伝送向け高性能信号処理技術	<u>株式会社日立製作所</u> 日本電信電話株式会社
		(c)	プロトコル無依存リソング多重化技術	株式会社日立製作所
		(d)	マルチコアファイバ光接続技術	株式会社日立製作所